

法曹人口調査報告書骨子試案

平成27年3月26日

内閣官房法曹養成制度改革推進室

[注]

- 本試案中の数値は、最終的な報告書を作成する過程で修正される場合がある。

調査結果（骨子）

第1章 需要分析

第1 市民のニーズ（法律相談者調査・インターネット調査）

1 トラブル経験から分かる法曹に対する需要

(1) インターネット調査におけるトラブル経験結果から分かる法曹に対する需要

弁護士に相談するようなトラブルを経験したにもかかわらず、弁護士に依頼を断念した層については、法曹に対する潜在的需要を有する市民が一定程度含まれるといえるのではないか。

- インターネット調査問4「あなたは、最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがありますか」について、「考えたことがある」と回答したのは20.7%である。この「考えたことがある」と回答した者に対し、問5「トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか」を聞いたところ、「依頼しようと思ひ、実際に依頼した（ことがある）」と回答したのは32.4%、「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」と回答したのは54.7%、「依頼しようと思わなかった」と回答したのは12.9%になっている。

回答者の約20%が最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたにもかかわらず、そのうちの3分の2以上にあたる約68%（=54.7%+12.9%）の者（回答者全体の約14%。回答数は563）が、実際には弁護士に依頼しなかったことが分かる。

図表1

インターネット 問4

最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか

(左=度数, 右=%)

考えたことがある	834	(20.7)
考えたことはない	3,190	(79.3)
回答数	4,024	(100.0)

図表2

インターネット 問5

トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか（問4で「考えたことがある」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

依頼しようと思ひ、実際に依頼した（ことがある）	270	(32.4)
依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった	456	(54.7)
依頼しようと思わなかった	107	(12.9)
回答数	834	(100.0)

- こうした、弁護士に依頼しなかった者について、問6「依頼しなかった理由」を聞いてみると、各選択肢について「そう思う」との回答と「どちらかといえばそう思う」との回答を合計した割合は、「1. 弁護士では問題を解決してくれないと思ったから」について20.6%、「2. 弁護士は頼りにならなそうだったから」では12.1%、「3. 弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから」では18.7%、「5. 弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから」では30.6%、「6. 自分で解

決できると思ったから」では34.1%、「7. 弁護士の探し方が分からなかったから」では39.0%となっている。¹

図表3

インターネット 問6

依頼しなかった理由（問5で「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった又は「依頼しようと思わなかった」と回答した者のみ」

（上段＝度数，下段＝％）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そうは思わない	回答数
1. 弁護士では問題を解決してくれないと思ったから	26 (4.7)	89 (15.9)	153 (27.2)	119 (21.1)	176 (31.2)	564 (100.0)
2. 弁護士は頼りにならなそうだったから	23 (4.1)	45 (8.0)	169 (30.0)	142 (25.3)	184 (32.7)	564 (100.0)
3. 弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから	27 (4.7)	79 (14.0)	167 (29.5)	138 (24.6)	153 (27.2)	564 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用が払えなかったから	153 (27.2)	177 (31.4)	124 (21.9)	46 (8.1)	64 (11.4)	564 (100.0)
5. 弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから	51 (9.0)	122 (21.6)	211 (37.4)	92 (16.3)	88 (15.7)	564 (100.0)
6. 自分で解決できると思ったから	52 (9.3)	140 (24.8)	192 (34.1)	84 (14.9)	95 (16.9)	564 (100.0)
7. 弁護士の探し方が分からなかったから	70 (12.4)	150 (26.6)	133 (23.7)	91 (16.1)	119 (21.1)	564 (100.0)

- 上記のような理由を回答した者の中には、弁護士や弁護士の紛争解決能力に対する誤解を有する者や、あるいは弁護士へのアクセス方法を知らない者がいるといえるから、弁護士からの適切な情報提供が十分になされ、それが周知されれば弁護士に依頼するようになる者がいるといえるのではないかと。そうすると、こうした者のうちの一定部分については、弁護士へのニーズがある者が含まれるといえるのではないかとと思われる。

(2) 法律相談者調査における依頼意欲から分かる法曹に対する需要

法律相談に来ていながら、依頼態度を保留している層の中には、法曹に対する潜在的需要を有する人々が含まれるといえるのではないかと。

- 法律相談者問6「今回の法律相談をして、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思いますか」についての回答結果は、「依頼しようと思う」3,382(有効回答数8,695に対する38.9%)、「どちらかといえば依頼しようと思う」2,324(26.7%)、「どちらともいえない」2,452(28.2%)、「どちらかといえば依頼しようと思わない」226(2.6%)、「依頼しようと思わない」311(3.6%)であり、前2者の依頼方向の回答数合計は5,706(65.6%)、後2者の依頼しない方向の回答数合計は537(6.2%)であった。

¹ なお、問6の肢4は費用の問題として、後にまとめて論述する。

図表4 法律相談者 問6 今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか

(左=度数, 右=%)

依頼しようと思う	3,382	(38.9)
どちらかといえば依頼しようと思う	2,324	(26.7)
どちらともいえない	2,452	(28.2)
どちらかといえば依頼しようと思わない	226	(2.6)
依頼しようと思わない	311	(3.6)
回答数(無回答を除く)	8,695	(100.0)

- 法律相談者調査問6「今回の法律相談をして、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思いませんか」について、「どちらかといえば依頼しようと思わない」、または「依頼しようと思わない」と回答した者に対し、その理由を法律相談者調査問8「依頼をしようと思わない理由」で尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答の多かった選択肢は「5. 法律相談で解決したと思うから」(回答の合計199, 有効回答数のうちの50.4%), 「9. 自分で解決できると思ったから」(149, 39.5%), 「6. 法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないといわれたから」(同合計99, 26.5%)であったが、「1. 弁護士では問題を解決してくれないと思うから」との理由についても「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は85 (22.2%), 「2. 弁護士は頼りにならなそうだから」の理由については57 (14.8%)であり、「3. 弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから」の理由については58 (15.3%)となっていることが見て取れる。² 「その他」の理由として自由記載で挙げられたものでは、調停を勧められるなど弁護士への依頼を勧められなかった、助言を聞いて自分で解決したい、事件が少額なので割に合わないといった回答が見られた。

図表5 法律相談者 問8 依頼しようと思わない理由(問6で「依頼しようと思わない」又は「どちらかといえば依頼しようと思わない」と回答した者のみ)

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 にかかる 費用は示 されてい ない	回答数 (無回答 を除く)
1. 弁護士では問題を解決してくれないと思うから	60 (15.7)	25 (6.5)	53 (13.8)	26 (6.8)	219 (57.2)	-	383 (100.0)
2. 弁護士は頼りにならなそうだから	34 (8.8)	23 (6.0)	52 (13.5)	34 (8.8)	242 (62.9)	-	385 (100.0)
3. 弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから	33 (8.7)	25 (6.6)	49 (12.9)	38 (10.0)	236 (61.9)	-	381 (100.0)
4. 相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できないから	34 (9.1)	44 (11.8)	81 (21.8)	13 (3.5)	87 (23.4)	113 (30.4)	372 (100.0)

² なお、問8の肢4は費用の問題として、後にまとめて論述する。

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	そうは言 われな かった	回答数 (無回答 を除く)
5.法律相談で解決したと思うから	135 (34.2)	64 (16.2)	81 (20.5)	15 (3.8)	100 (25.3)	- -	395 (100.0)
6.法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないと言われたから	58 (15.5)	41 (11.0)	69 (18.4)	15 (4.0)	100 (26.7)	91 (24.3)	374 (100.0)
7.法律相談の弁護士の印象が悪いから	30 (8.1)	19 (5.1)	52 (14.1)	23 (6.2)	246 (66.5)	- -	370 (100.0)
8.法律相談で勝てそうにないと言われたから	43 (11.8)	29 (7.9)	59 (16.2)	3 (0.8)	128 (35.1)	103 (28.2)	365 (100.0)
9.自分で解決できと思ったから	78 (20.7)	71 (18.8)	97 (25.7)	15 (4.0)	116 (30.8)	- -	377 (100.0)

- 以上の結果からすると、法律相談に来たが、弁護士に依頼しようと思わない者の中には、1割5分から2割程度の割合で、「弁護士は問題を解決してくれない」、「弁護士は頼りにならなそうだ」、「弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだ」といった理由で、依頼をためらい、あるいは依頼しないとしていることが分かる。

前記のとおり、弁護士が問題を解決してくれると思うかどうか、弁護士が頼りになりそうだと思うかどうか、弁護士がよく話を聞いてくれそうだと思うかどうかは、弁護士の親切な相談態度や弁護士から適切な助言がされることに左右されると思われることからすると、弁護士が話しやすい親切な態度で相談に応じ適切な助言がされることにより、法律相談に訪れた者から依頼を受けることができるようになり、弁護士に対する潜在的需要を顕在化させることがあり得るのではないと思われる。

- 今回の法律相談者調査からすると、法律相談をし、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人が65.6%（どちらかといえば依頼しようと思う人を含む）、どちらともいえないとして依頼を留保している人が28.2%いることが分かった。

法律相談に来ていながら、依頼態度を保留している層については、潜在的需要を有する人々が一定程度含まれるといえるのではないかと考えられる。

2 依頼したい事項

(1) 問題を抱えた際の弁護士に対する需要

今後、弁護士に対するニーズが増える可能性がある問題として挙げられたものは、被害にあったとき、あるいは高齢になって法的な問題を相談したいときなどの分野に関するものが多い。

また、依頼したい事項については、年齢別にもニーズのある分野に偏りがある。

そして、高齢化が進むことからすると、高齢者が希望する分野のニーズは今後高まるのではないかと。

インターネット調査結果

- インターネット調査の問11では、今後増加する可能性がありそうな問題をいくつか取り上げて、将来そのような問題を抱えた場合に、弁護士に解決を依頼したいと思うかを尋ねた。その単純集

計結果からすると、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）としては、「犯罪被害にあったとき」（70.1%）、「消費者被害にあったとき」（56.0%）、「インターネット上で被害にあったとき」（37.7%）、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」（28.0%）、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」（26.8%）が比較的高い回答割合（上位5番目まで）となっている。³

- また、上記問11において、「その他」として回答者が自由に記載した回答としては、交通事故、医療事故、金銭問題、離婚、相続、近隣とのトラブル、刑事事件（加害者側、冤罪含む）といったものがあつた。

図表6

インターネット 問11

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき	1,126	(28.0)
高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき	1,079	(26.8)
子どもがいじめにあったとき	370	(9.2)
家族や恋人などに暴力をふるわれたとき	708	(17.6)
ストーカー被害にあったとき	794	(19.7)
職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき	843	(20.9)
犯罪被害にあったとき	2,820	(70.1)
消費者被害にあったとき	2,254	(56.0)
インターネット上で被害にあったとき	1,516	(37.7)
その他	249	(6.2)
回答数	4,024	

法律相談者調査結果

- 法律相談者調査の問12の集計結果からすると、将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）としては、「犯罪被害にあったとき」（有効回答8,291に対する63.6%）、「消費者被害にあったとき」（46.8%）、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」（38.3%）、「インターネット上で被害にあったとき」（30.1%）、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」（29.9%）が比較的高い回答割合（上位5番目まで）となっている⁴。
- また、上記問12において、「その他」として回答者が自由に記載した回答としては、交通事故、金銭問題、離婚、相続といったものがあつた。

³ このほかに、回答割合が20%を超えているものとして、「職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき」（20.9%）がある。

⁴ このほかに、回答割合が20%を超えているものとして、「家族や恋人などに暴力をふるわれたとき」（24.0%）、「ストーカー被害にあったとき」（22.9%）、「職場でセクハラ・パワハラを受けたとき」（22.9%）がある。

図表7

法律相談者 問12

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき	2,476	(29.9)
高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき	3,178	(38.3)
子どもがいじめにあったとき	1,168	(14.1)
家族や恋人などに暴力をふるわれたとき	1,992	(24.0)
ストーカー被害にあったとき	1,899	(22.9)
職場でセクハラ・パワハラを受けたとき	1,902	(22.9)
犯罪被害にあったとき	5,277	(63.6)
消費者被害にあったとき	3,883	(46.8)
インターネット上で被害にあったとき	2,498	(30.1)
その他	388	(4.7)
回答数(無回答を除く)	8,291	

まとめ

□ 以上をみてみると、法律相談者調査及びインターネット調査ともに、上記5つの問題分野について市民の弁護士に対する高い需要が認められるといえるのではないかと。

そして、両調査において同様の回答傾向が得られたことを考えれば、法律相談に来た、いわば法律問題を抱えた市民に限らず、広く一般市民においても、上記のような問題分野について弁護士に対する需要が認められるのではないかと。

(2) 年代別需要状況

インターネット調査結果

○ 20代、30代、40代については、他の年代に比較して、「子どもがいじめにあったとき」、「ストーカー被害にあったとき」、「職場でセクハラ・パワハラを受けたとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

20代、30代については、他の年代に比較して、「家族や恋人などに暴力をふるわれたとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

30代、40代は、他の年代に比較して、「犯罪被害にあったとき」、「消費者被害にあったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

図表8

インターネット

将来ニーズ（年代別）

(○=あてはまる, ×=あてはまらない) (上段=度数, 下段=%)

	自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき			高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき			子どもがいじめにあったとき			家族や恋人などに暴力をふるわれたとき		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	139 (27.7)	362 (72.3)	501 (100)	93 (18.5)	409 (81.5)	502 (100)	62 (12.4)	439 (87.6)	501 (100)	133 (26.5)	368 (73.5)	501 (100)
30代	180 (28.1)	461 (71.9)	641 (100)	146 (22.8)	495 (77.2)	641 (100)	107 (16.7)	534 (83.3)	641 (100)	162 (25.3)	479 (74.7)	641 (100)
40代	186 (26.8)	507 (73.2)	693 (100)	165 (23.8)	528 (76.2)	693 (100)	80 (11.5)	613 (88.5)	693 (100)	134 (19.3)	559 (80.7)	693 (100)
50代	158 (26.6)	436 (73.4)	594 (100)	153 (25.8)	441 (74.2)	594 (100)	36 (6.1)	558 (93.9)	594 (100)	95 (16.0)	499 (84.0)	594 (100)
60代以上	463 (29.0)	1,132 (71.0)	1,595 (100)	523 (32.8)	1,073 (67.2)	1,596 (100)	85 (5.3)	1,511 (94.7)	1,596 (100)	183 (11.5)	1,412 (88.5)	1,595 (100)
全体	1,126 (28.0)	2,898 (72.0)	4,024 (100)	1,080 (26.8)	2,946 (73.2)	4,026 (100)	370 (9.2)	3,655 (90.8)	4,025 (100)	707 (17.6)	3,317 (82.4)	4,024 (100)

	ストーカー被害にあったとき			職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき			犯罪被害にあったとき			消費者被害にあったとき		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	142 (28.3)	359 (71.7)	501 (100)	151 (30.1)	350 (69.9)	501 (100)	369 (73.7)	132 (26.3)	501 (100)	276 (55.1)	225 (44.9)	501 (100)
30代	182 (28.4)	459 (71.6)	641 (100)	181 (28.2)	460 (71.8)	641 (100)	473 (73.8)	168 (26.2)	641 (100)	382 (59.7)	258 (40.3)	640 (100)
40代	181 (26.1)	512 (73.9)	693 (100)	181 (26.1)	512 (73.9)	693 (100)	522 (75.4)	170 (24.6)	692 (100)	415 (59.9)	278 (40.1)	693 (100)
50代	109 (18.3)	486 (81.7)	595 (100)	130 (21.9)	464 (78.1)	594 (100)	425 (71.5)	169 (28.5)	594 (100)	338 (56.9)	256 (43.1)	594 (100)
60代以上	180 (11.3)	1,416 (88.7)	1,596 (100)	200 (12.5)	1,395 (87.5)	1,595 (100)	1,031 (64.6)	565 (35.4)	1,596 (100)	842 (52.8)	754 (47.2)	1,596 (100)
全体	794 (19.7)	3,232 (80.3)	4,026 (100)	843 (20.9)	3,181 (79.1)	4,024 (100)	2,820 (70.1)	1,204 (29.9)	4,024 (100)	2,253 (56.0)	1,771 (44.0)	4,024 (100)

	インターネット上で被害にあったとき			その他		
	○	×	合計	○	×	合計
20代	169 (33.7)	333 (66.3)	502 (100)	16 (3.2)	485 (96.8)	501 (100)
30代	265 (41.3)	376 (58.7)	641 (100)	25 (3.9)	616 (96.1)	641 (100)
40代	272 (39.2)	421 (60.8)	693 (100)	34 (4.9)	659 (95.1)	693 (100)
50代	236 (39.7)	359 (60.3)	595 (100)	46 (7.7)	548 (92.3)	594 (100)
60代以上	575 (36.0)	1,021 (64.0)	1,596 (100)	129 (8.1)	1,467 (91.9)	1,596 (100)
全体	1,517 (37.7)	2,510 (62.3)	4,027 (100)	250 (6.2)	3,775 (93.8)	4,025 (100)

法律相談者調査結果

○ 20代, 30代, 40代については, 他の年代に比較して, 「家族や恋人などに暴力をふるわれたとき」, 「ストーカー被害にあったとき」, 「職場でセクハラ・パワハラを受けたとき」, 「犯罪被害にあったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

30代, 40代は, 他の年代に比較して, 「子どもがいじめにあったとき」, 「消費者被害にあったとき」, 「インターネット上で被害にあったとき」について依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

そして, 50代, 60代については, 「高齢になり, 医療や介護などの点で, 法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」に依頼したいとする回答が多いという特徴が見られた。

まとめ

□ 以上のように, 将来問題に直面した際に弁護士に依頼をしたいと思う市民は多いことが分かる。加えて, 市民の各年代別でも, 弁護士に依頼したいことが異なっていることが分かる。こうしたニーズの違いを意識して弁護士の側から情報提供をし, あるいは積極的な働きかけを工夫されることが重要な課題であるといえる。

(3) 考慮要素としての実務経験・実績

インターネット調査結果

○ 弁護士を選ぶ際の考慮要素として「弁護士の実務経験が長いこと」と「弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価」に関する単純集計結果をみてみることにする。

インターネット調査問9「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」のうち, 「考慮する」「ある程度考慮する」という回答の合計は, 「5. 弁護士の実務経験が長いこと」については2,884 (71.6%) であり, 「7. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価」については3,170 (78.8%) となっている。いずれも高い回答割合となっている。

○ また, 各人が弁護士を選ぶ際に考慮する要素という観点とは少し異なる観点からの見方として, 弁護士に依頼しやすくなるために必要な事項が何かを尋ねたところ, インターネット調査問10「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき, 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」のうち, 「2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること」については, 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答の合計は3,427 (有効回答8219の85.2%) となっている。やはり, 高い回答割合となっている。

図表9 インターネット 問10 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらかといえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数
1. 弁護士の専門分野が簡単にわかること	1,731 (43.0)	1,846 (45.9)	403 (10.0)	34 (0.9)	10 (0.2)	4,024 (100.0)
2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単にわかること	1,501 (37.3)	1,926 (47.9)	524 (13.0)	59 (1.5)	14 (0.3)	4,024 (100.0)
3. 弁護士の事務所に行きやすいこと	1,298 (32.3)	1,893 (47.0)	707 (17.6)	105 (2.6)	21 (0.5)	4,024 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること	1,931 (48.0)	1,575 (39.1)	473 (11.8)	34 (0.8)	12 (0.3)	4,024 (100.0)

5.弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること	2,326 (57.8)	1,425 (35.4)	241 (6.0)	26 (0.6)	7 (0.2)	4,024 (100.0)
6.弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること	1,497 (37.2)	1,618 (40.2)	809 (20.1)	75 (1.9)	25 (0.6)	4,024 (100.0)
7.弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること	1,802 (44.8)	1,602 (39.8)	531 (13.2)	67 (1.7)	22 (0.5)	4,024 (100.0)

法律相談者調査結果

- 前記と同様の考慮要素を法律相談者調査においても聞いたところ、「考慮する」「ある程度考慮する」という回答の合計は、「6. 弁護士の実務経験が長いこと」については5,413（有効回答8,312に対する65.1%）であり、「8. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価」については5,534（有効回答8,253に対する67.1%）となっている。前記のインターネット調査における結果と比較すると、やや低い割合となったが、それでも依然として半数以上の者がこれらの要素を考慮すると答えている。
- また、法律相談者調査問13で「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、弁護士に依頼しやすくするために必要だと思うこと」を聞いたところ、「2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること」についても同様に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は6,221（有効回答数8,219に対する75.7%）となっており、やはり、比較的高い割合となっている。

図表10

法律相談者 問13

弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数 (無回答を除く)
1. 弁護士の専門分野が簡単にわかること	4,989 (59.7)	2,424 (29.0)	767 (9.2)	79 (0.9)	101 (1.2)	8,360 (100.0)
2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単にわかること	3,353 (40.8)	2,868 (34.9)	1,682 (20.5)	152 (1.8)	164 (2.0)	8,219 (100.0)
3. 弁護士の事務所に行きやすいこと	3,854 (47.0)	2,683 (32.7)	1,339 (16.3)	159 (1.9)	169 (2.1)	8,204 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること	5,064 (61.5)	2,122 (25.8)	935 (11.3)	65 (0.8)	53 (0.6)	8,239 (100.0)
5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること	5,912 (71.6)	1,815 (22.0)	455 (5.5)	30 (0.4)	44 (0.5)	8,256 (100.0)
6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること	4,766 (58.9)	2,046 (25.3)	1,128 (13.9)	75 (0.9)	83 (1.0)	8,098 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること	5,684 (68.8)	1,714 (20.8)	728 (8.8)	56 (0.7)	76 (0.9)	8,258 (100.0)

3 専門性重視の点から分かる需要

市民は、弁護士に対してその専門性や専門分野に関する情報、あるいは弁護士の実務経験を重視する傾向が見られる。

社会が複雑化し、紛争案件も同様に複雑化する中で、弁護士側からその実績や専門分野について適切な情報提供が行われれば、市民の需要が増加するのではないかと考えられる。

(1) インターネット調査結果から分かる考慮要素としての専門性

- 弁護士への依頼の際の考慮要素を聞いたインターネット調査問9のうちの「6. 弁護士の専門分野」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は3,526 (87.7%) と高い割合となっている。
- 同様に、依頼しやすくなるために必要なことを聞いたインターネット調査問10のうちの「1. 弁護士の専門分野が簡単にわかること」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は3,577 (88.9%) と、やはり高い割合が考慮すると回答している。
- インターネット調査問14では「弁護士に期待する能力」を聞いたところ、「期待する」「どちらかといえば期待する」という回答の合計は、「1. 法律に関する専門的な知識」について3,708 (92.2%)、「3. 最先端分野の知識」については2,992 (74.3%) であり、「5. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識」については2,322 (57.7%) となっている。これらの回答結果も、弁護士に対して高い専門性を期待する傾向の現れであると考えてよいだろう。

図表11 インターネット 問14 弁護士に期待する能力

(上段=度数, 下段=%)

	期待する	どちらか といえば 期待する	どちら とも いえない	どちらか といえば 期待 しない	期待 しない	回答数
1.法律に関する専門的な知識	2,313 (57.5)	1,395 (34.7)	294 (7.3)	16 (0.4)	6 (0.1)	4,024 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	1,767 (43.9)	1,713 (42.6)	482 (12.0)	52 (1.3)	11 (0.3)	4,024 (100.0)
3.最先端分野の知識	1,281 (31.8)	1,711 (42.5)	930 (23.1)	90 (2.2)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
4.ビジネスへの理解	913 (22.7)	1,776 (44.1)	1,194 (29.7)	115 (2.9)	27 (0.7)	4,024 (100.0)
5.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	859 (21.3)	1,463 (36.4)	1,421 (35.3)	218 (5.4)	64 (1.6)	4,024 (100.0)
6.コミュニケーション能力	2,007 (49.9)	1,541 (38.3)	435 (10.8)	27 (0.7)	15 (0.4)	4,024 (100.0)
7.交渉力	2,439 (60.6)	1,249 (31.0)	309 (7.7)	18 (0.4)	10 (0.2)	4,024 (100.0)
8.外国語の能力	472 (11.7)	1,140 (28.3)	1,927 (47.9)	355 (8.8)	131 (3.3)	4,024 (100.0)

(2) 法律相談者調査結果から分かる考慮要素としての専門性

- 同様の質問を法律相談者調査でも行ったところ、インターネット調査におけるのと同様の傾向が見られた。

まず、考慮要素を質問したところ（問9）、「7. 弁護士の専門分野」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は7,024（有効回答8,327に対する84.3%）となっており、多数が考慮すると回答している。

- 依頼しやすくなるために必要なことを聞いた法律相談者調査問13では、「1. 弁護士の専門分野が簡単にわかること」については、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は7,413（有効回答8,360に対する88.7%）であり、やはり高い割合の者が考慮すると回答している。

(3) まとめ

- 今回の調査では、市民の間において、以上のような専門性や専門分野に関する情報を重視する傾向が認められた。

また、経済及び科学技術が発達し、情報化社会が到来して複雑となった現代社会において、様々な紛争の解決や権利の救済が司法に持ち込まれるようになると、法曹が担う紛争処理も高度の専門性を帯びるものとなってくるのではないかと。

こうした社会的な背景事情に加え、上記の専門性や実務経験重視という市民意識も勘案すると、①現在においても、弁護士側からの情報提供や積極的な働きかけが進めば、汲み取れる潜在的需要があり、さらに、②将来的にこのような複雑・専門的な紛争が増えることが予想されることを考えると、複雑・専門的な紛争に対応できる法曹が増えることにより、将来的にも法曹に対する需要が増える可能性が十分にあるのではないかと。

4 市民の弁護士費用に関する意識

市民は、弁護士に依頼するにあたり考慮する要素として、弁護士の専門性や実務経験のほか、弁護士費用も考慮していることが分かった。そして、後記のとおり、今回行ったシナリオ調査では、離婚などの特定の事案において、弁護士費用が安くなると市民の依頼意欲が高まるということが統計的にも確認された。

(1) ためらいの理由としての弁護士費用

インターネット調査結果

- インターネット調査問7（2）では、弁護士に相談する際に「ためらいを感じると思う」と回答した者に対し、「ためらいを感じると思う理由」を聞いているところ、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」との理由について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は1,047（回答数1,066に対する98.2%）であった。

法律相談者調査結果

- こうした費用面での「ためらい」は、法律相談者調査の結果からも判明する。
- 法律相談者調査問5（2）では、弁護士に相談することに「ためらいを感じたことがある」と回答した者に対し、「ためらいを感じた理由」を聞いているところ、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」との理由について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,536（有効回答3,745に対する94.4%）であった。

(2) 弁護士を選ぶ際の考慮要素としての弁護士費用

インターネット調査結果

- そして、費用面での懸念は、そのまま、弁護士を選ぶ際の考慮要素としても重要な要素となっている。
- インターネット調査問9の弁護士を選ぶ際の考慮要素のうちの「10. 弁護士にかかる費用が安いこと」について「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答をした者の合計は3,436（85.4%）である。
- 弁護士に依頼しやすくなるために必要なことを聞いたインターネット調査問10のうちの「4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,506人（87.1%）である。依頼しやすくなるためには、やはり、費用の総額が安くなることを求める声が多いといえる。
- また、依頼しやすくなるためには、費用の基準が簡単に分かることを指摘する声も多い。インターネット調査問10のうちの「5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,751（93.2%）である。
- さらに、依頼しやすくなるために、民間の保険を望む回答も多かった。
インターネット調査問10のうちの「6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,115（77.4%）である。
- 最後に、依頼しやすくなるためには、弁護士費用を立て替える等の公的支援制度が利用できることが必要だとする回答も多かった。
インターネット調査問10のうちの「7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答をした者の合計は3,404（84.6%）である。

法律相談者調査結果

- 上記と同様の傾向は、以下のように、法律相談者調査においても確認できる。
- 弁護士を選ぶ際の考慮要素を聞いた法律相談者調査問9のうちの「11. 弁護士にかかる費用が安いこと」について「考慮する」と「ある程度考慮する」を合わせた肯定する回答をした者の合計は6,708（有効回答8,330に対する80.5%）である。
- 法律相談者調査問10では、今回法律相談にきた問題について、弁護士にかかる費用の総額がいくら以下におさまるのであれば、その解決を弁護士に依頼するかを尋ねたところ、もっとも多い回答順にいうと、①10万円まで（3,132人 37.3%）、②5万円まで（2,243人 26.7%）、③50万円まで（2,046人 24.3%）となった。そして、「いくらであっても依頼しようと思わない」と回答した者も384人（4.6%）いたが、その理由を見ると費用面での障害を述べる者が比較的多く見られた。

図表12

法律相談者 問10

解決を弁護士に依頼しようと思う費用の総額

(左=度数, 右=%)

5万円まで	2,243	(26.7)
10万円まで	3,132	(37.3)
50万円まで	2,046	(24.3)
100万円まで	460	(5.5)
300万円まで	100	(1.2)
300万円より高くてもよい	43	(0.5)
いくらであっても依頼しようと思わない	384	(4.6)
回答数(無回答を除く)	8,408	(100.0)

- 依頼しやすくなるために必要なことを聞いた法律相談者調査問13で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答をした者は、「4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること」について7,186（有効回答8,239に対する87.3%）、「5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること」について7,727（有効回答8,256に対する93.6%）、「6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること」について6,812（有効回答8,098に対する84.2%）、「7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること」について7,398（有効回答8,528に対する89.6%）となっている。

(3) まとめ

- 以上のように、今回のアンケート回答者の多くの者が弁護士の費用を気にして依頼をためらうとしていることが分かる。この調査結果からすると、市民の多くも、同様に費用負担が高額になることを気にして弁護士に依頼することにためらいを感じていると想定することができる。

また、前記のように、弁護士に依頼しやすくなるためには、弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かることが必要であると回答した者の割合も高い。

そして、今回のシナリオ調査の結果のうち、価格に関する自由記載についての分析結果をみると、一般市民には弁護士の報酬に対する判断基準が形成されていないことも分かる。

そうすると、費用の額やその基準の明確さが弁護士に対する需要を高めるための課題であるといえ、今後、事案に応じたきめ細かな費用基準の設定や弁護士費用保険の拡大等により費用負担が軽減されるとともに、弁護士から、報酬額やその基準についての適切な情報開示が進めば、報酬に関するためらいが解消され、弁護士に対する需要が高まる可能性があるのではないかと思われる。

5 弁護士へのアクセスに関する市民の意識

(1) 弁護士の探し方

弁護士をどうやって探したらよいか悩んでいる市民は依然として多いと思われる。また、アクセス方法としては、知り合いに聞いたり、インターネットで探すことを考えたりする者が多いようである。

こうした市民の弁護士へのアクセスが改善されることが、弁護士に対する潜在的需要が顕在化する一要因となるのではないか。

ア 弁護士の探し方（インターネット調査結果）

弁護士へのアクセス状況を探るため、インターネット調査において弁護士の探し方についての意識を調査した。

- インターネット調査問8「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、あなたなら、どのような方法で弁護士を探すと思いますか」については、「知り合い（家族、親せき、友人を含む。）に聞いて探す」1,444（全回答数4,024のうちの35.9%）、「インターネットの情報をもとに探す」873（21.7%）、「どうやって探したらいいのかわからない」555（13.8%）、「役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す」550（13.7%）、「弁護士会が提供している情報をもとに探す」458（11.4%）、「その他」106（2.6%）、「広告・雑誌等で探す」38（0.9%）という順に、高い回答割合となっている。「その他」の自由記載では、知り合いに弁護士がいる、会社の顧問弁護士に相談するといった回答が多い。

図表13

インターネット 問8

弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか

(左=度数, 右=%)

知り合い(家族, 親せき, 友人を含む)に聞いて探す	1,444	(35.9)
広告・雑誌等で探す	38	(0.9)
弁護士会が提供している情報をもとに探す	458	(11.4)
インターネットの情報をもとに探す	873	(21.7)
役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す	550	(13.7)
どうやって探したらいいのかわからない	555	(13.8)
その他	106	(2.6)
回答数	4,024	(100.0)

第2 企業のニーズ（大企業調査・中小企業調査）

1 弁護士の利用機会

弁護士の利用機会については、5年前に比べ、大企業においては「増加している」と回答した企業が多く、中小企業においては「変わらない」と答えた企業が多い。

- 弁護士の利用機会については、大企業調査では、「増加している」が708社（62.9%）と多く、「変わらない」と答えた366社（32.5%）の約2倍となっている。
- なお、経営法友会が5年毎に行っている「会社法務部」実態調査においても、その第10次調査（アンケート実施期間は平成22年4月16日から6月10日）問69においても、5年前と比較して弁護士の利用機会が増加していると答えた企業は58.6%（1,035社中606社）と高い割合だった。
- 中小企業調査においては、利用機会が「増加している」と答えたのは254社（32.0%）となっているが、その割合以上に「変わらない」と答えた企業が448社（56.4%）と多かった。
- なお、調査対象企業における「社外弁護士利用のための予算計上額」（属性問2）は、大企業調査では最大15億円、最小5万円、平均約1430万円であった。中小企業では最大1000万円、最小1万円、平均約97万円であった。

図表14 企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか

	(左=度数, 右=%)	
	大企業	中小企業
増加している	708 (62.9)	254 (32.0)
変わらない	366 (32.5)	448 (56.4)
減少している	32 (2.8)	43 (5.4)
わからない	19 (1.7)	49 (6.2)
回答数(無回答を除く)	1125 (100.0)	794 (100.0)

2 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用

- 大企業は、コンプライアンスなどの分野についての弁護士利用を重視する傾向が見られる。
- 中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的には、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいる。
- 中小企業では、弁護士を利用したいと思わない理由として、他の専門家に相談すれば足りるとする企業が多い。

- まず、企業が重視する業務・課題と、それについての弁護士の利用希望に関する意識について、単純集計結果を中心にしてみる。
- 大企業が、現在重要な業務・課題であると考え、あるいは現在は重要な業務・課題であるとは思わないが、将来重要な業務・課題になると考えるものであって（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在も弁護士の利用が進んでいる（70%以上の企業が利用）分野としては、契約書の作成、専門的知見を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む）、株主総会対策、株主代表訴訟対策がある。

- そして、大企業が、上記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせた70%以上の回答があったもの）、現在も弁護士利用が相当程度進み（50%以上、70%未満の企業が利用）、将来もある程度弁護士を利用したいと考えている（20%以上）分野は、コンプライアンス体制の整備・維持、公益通報制度への対応、公正取引に関する法令遵守、M&A（企業買収・合併）、人事・労務管理、セクハラ・パワハラへの対応、金銭債権の回収がある。

なお、大企業調査では、海外進出や外国法調査については、前記と同様に重要な業務・課題と考えるとの回答（合わせた回答）は6割前後であったものの、現在も弁護士利用がある程度進んでおり（5割前後）、将来も4割以上の企業が弁護士を（現在は利用していないが）将来利用したいと答えている。そして、海外進出先や外国法調査対象の国としては、中国や東南アジアと自由記載で回答する企業が多くみられた。

- 中小企業が、上記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在もある程度の弁護士利用が進んでいる（30%以上の企業が利用）分野としては、契約書の作成、専門的知見を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む）、金銭債権の回収がある。
- また、中小企業が、上記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、将来弁護士の利用を希望する分野（50%以上の企業が利用）としては、CSR（企業の社会的責任）体制の整備・維持、コンプライアンス体制の整備・維持、公正取引に関する法令遵守、個人情報保護・情報セキュリティ管理、セクハラ・パワハラへの対応がある。

なお、中小企業調査では、海外進出や外国法調査については、前記と同様に重要な業務・課題と考えるとの回答（合わせた回答）は3割前後と低く、現在の弁護士利用も10%台となっているが、弁護士を将来利用したいと回答した企業が6割弱から7割弱となっている。そして、海外進出先や外国法調査対象の国としては、中国や東南アジアと自由記載で回答する企業が多くみられた。

図表15 企業 問5(2) 業務・課題のために弁護士を利用したいと思うか

(上段=度数, 下段=%)

業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く)
1.契約書の作成	大企業	800 (74.7)	119 (11.1)	152 (14.2)	1071 (100.0)
	中小企業	276 (44.5)	209 (33.7)	135 (21.8)	620 (100.0)
2.経営戦略の立案	大企業	102 (10.0)	254 (24.8)	667 (65.2)	1023 (100.0)
	中小企業	31 (6.0)	149 (28.6)	341 (65.5)	521 (100.0)
3.CSR(企業の社会的責任)体制の整備・維持	大企業	205 (20.1)	354 (34.7)	460 (45.1)	1019 (100.0)
	中小企業	38 (6.5)	307 (52.8)	236 (40.6)	581 (100.0)

業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く)
4.環境保護対策	大企業	64 (7.0)	267 (29.3)	580 (63.7)	911 (100.0)
	中小企業	21 (4.5)	201 (42.8)	248 (52.8)	470 (100.0)
5.コンプライアンス体制の整備・維持	大企業	579 (53.3)	293 (27.0)	215 (19.8)	1087 (100.0)
	中小企業	102 (16.1)	339 (53.5)	193 (30.4)	634 (100.0)
6.公益通報制度への対応	大企業	478 (50.2)	272 (28.6)	202 (21.2)	952 (100.0)
	中小企業	14 (3.6)	234 (59.5)	145 (36.9)	393 (100.0)
7.消費者保護	大企業	259 (31.7)	331 (40.5)	227 (27.8)	817 (100.0)
	中小企業	31 (7.0)	267 (59.9)	148 (33.2)	446 (100.0)
8.公正取引に関する法令遵守	大企業	531 (50.8)	321 (30.7)	194 (18.5)	1046 (100.0)
	中小企業	83 (14.9)	304 (54.5)	171 (30.6)	558 (100.0)
9.個人情報保護・情報セキュリティ管理	大企業	312 (29.5)	395 (37.3)	352 (33.2)	1059 (100.0)
	中小企業	65 (10.9)	332 (55.6)	200 (33.5)	597 (100.0)
10.M&A(企業買収,合併)	大企業	466 (53.5)	349 (40.1)	56 (6.4)	871 (100.0)
	中小企業	37 (9.7)	286 (75.1)	58 (15.2)	381 (100.0)
11.知的財産のマネジメント	大企業	379 (40.3)	343 (36.5)	218 (23.2)	940 (100.0)
	中小企業	67 (15.9)	251 (59.6)	103 (24.5)	421 (100.0)
12.契約交渉	大企業	415 (40.6)	342 (33.4)	266 (26.0)	1023 (100.0)
	中小企業	103 (19.2)	266 (49.6)	167 (31.2)	536 (100.0)
13.専門的知識を要する紛争解決のための交渉(訴訟対応を含む)	大企業	876 (80.7)	188 (17.3)	21 (1.9)	1085 (100.0)
	中小企業	271 (43.8)	298 (48.1)	50 (8.1)	619 (100.0)
14.企業ブランドの管理	大企業	145 (16.1)	369 (40.9)	389 (43.1)	903 (100.0)
	中小企業	51 (12.0)	232 (54.5)	143 (33.6)	426 (100.0)
15.人事・労務管理	大企業	611 (57.6)	241 (22.7)	209 (19.7)	1061 (100.0)
	中小企業	163 (26.9)	242 (39.9)	201 (33.2)	606 (100.0)

業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く)
16.セクハラ、パワハラへの対応	大企業	536 (52.0)	331 (32.1)	164 (15.9)	1031 (100.0)
	中小企業	82 (14.3)	345 (60.0)	148 (25.7)	575 (100.0)
17.株主総会対策、株主代表訴訟対策	大企業	649 (71.2)	174 (19.1)	88 (9.7)	911 (100.0)
	中小企業	44 (14.2)	186 (60.0)	80 (25.8)	310 (100.0)
18.金銭債権の回収	大企業	592 (62.1)	240 (25.2)	121 (12.7)	953 (100.0)
	中小企業	206 (36.1)	243 (42.6)	122 (21.4)	571 (100.0)
19.海外進出	大企業	363 (52.3)	283 (40.8)	48 (6.9)	694 (100.0)
	中小企業	45 (18.4)	148 (60.7)	51 (20.9)	244 (100.0)
20.外国法調査	大企業	324 (48.8)	302 (45.5)	38 (5.7)	664 (100.0)
	中小企業	31 (13.9)	158 (70.9)	34 (15.2)	223 (100.0)

- 以上のような傾向（分類）は、クラスタ分析による各項目のグループ分けの結果を踏まえても肯定し得るところが多い。
- そして、今回挙げたような業務・課題のために弁護士を利用したいと思わない理由（問6）については、大企業調査では、「社員で対応しようと思うから」が最も割合が高く（有効回答数775のうちの71.2%に当たる552）、次に「他の専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士など）に相談すればたりるから」が多かった（20.4%に当たる158）。利用したいと思わない理由を自由記載で聞いたところ、親会社に相談するとか、業態からして弁護士を利用するニーズがないなどの回答があった。

中小企業調査においては、「他の専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士など）に相談すればたりるから」が最も割合が高く（有効回答数417のうちの54.7%に当たる228）、次に「社員で対応しようと思うから」が多かった（27.6%に当たる115）。利用したいと思わない理由を自由記載で聞いたところ、親会社に相談するとか、海外進出等の予定がないなどの回答があった。

- 以上によると、企業の弁護士利用状況及び利用意識からすると、これまでは、弁護士に対する需要のある分野として、契約書の作成、専門的知見を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む）、株主総会対策、株主代表訴訟対策などといった分野が考えられたが、今後は、コンプライアンス体制の整備・維持や公正取引に関する法令遵守、人事・労務管理やセクハラ・パワハラへの対応といった分野でも弁護士に対する需要が認められる可能性があるのではないかとと思われる。また、他の専門家に相談すればたりると回答した企業の中についても、重要と考える業務・課題を実際に遂行する過程で弁護士を活用することの有効性を再認識し、弁護士に対する需要が高まることもあり得るのではないかとと思われる。

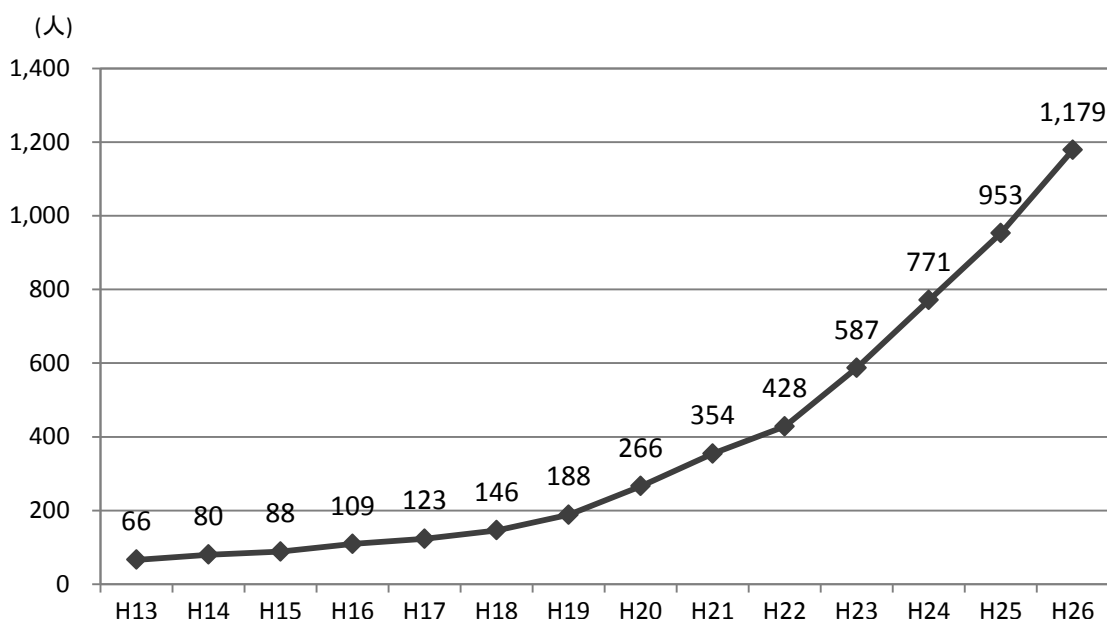
3 法曹有資格者の採用状況

- 大企業では、企業の規模が大きいほど、法曹有資格者の採用意欲が認められるが、採用を予定していないとする企業も多い。
- 中小企業では採用意欲が高くなかった。

(1) 組織内弁護士の増加

- 企業内弁護士の数についても、平成17年は68社123人とどまっていたものが、平成26年6月には、619社1,179人と大きく増加しており、特に、平成25年から26年にかけては、企業内弁護士の数が226名という大きな伸びを示している。

図表16 企業内弁護士数の推移



※ 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。

※ 数値は、以下の時点。

平成13年…9月、平成14年…5月、平成15年・16年…3月、平成17年…4月、平成18年…12月、平成19年から平成25年まで…6月。

- また、66期・67期の若手の弁護士（66期弁護士は平成25年12月以降に登録。67期弁護士は平成26年12月以降に登録）を採用している企業も多く、66期では42社、67期では52社に達している。その業種の範囲も広く、「機械・電気・精密機器等メーカー」（66期・67期の合計で19社）、「サービス業」（合計14社）、「銀行・保険業」（合計9社）といった業種において、66期・67期の弁護士を採用している企業数が多い。
- 大企業調査では法曹有資格者の採用経緯についても聞いているところ（問16 複数回答可能）、「司法修習終了者や弁護士を対象とした採用活動に対する応募があった」が最も多く（66社 有効回答数181社のうちの36.5%）、次いで「通常の新卒・中途採用の採用活動に対する応募があった」（62社 34.3%）、「人材紹介会社から紹介された」（41社 22.7%）となっている。

(2) 大企業と中小企業における採用に関する企業の意識

- 次に、大企業と中小企業における採用に関する企業の意識について、単純集計結果から分かる点を分析する。
- 大企業調査問10においても、法曹有資格者を通常の正社員として採用しているのは、有効回答数1,126の13.0%に当たる146社に止まっており、76.2%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。

図表17 企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
法曹有資格者を通常の正社員として採用している	146	(13.0)	0	(0.0)
法曹有資格者を任期付の社員として採用している	21	(1.9)	0	(0.0)
法曹有資格者を役員(社外取締役を除く)として採用している	37	(3.3)	4	(0.5)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	84	(7.5)	11	(1.4)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	858	(76.2)	765	(98.1)
回答数(無回答を除く)	1126		780	

- 大企業調査においては、法曹有資格者を採用しようと考えた理由（問14）として、「法的な素養があり会社法務の即戦力になることができると期待したから」が最も多く、次いで「高度の法律知識を有する専門家としての人材を求めていたから」が多かった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、在籍する社員が法曹資格を取得した、法務スタッフ全体のレベルアップが期待できるなどがあつた。
- 大企業調査において、法曹有資格者を採用しようとしたが採用できなかつたと答えた企業83社（有効回答）にその理由を聞いたところ（問17）、「応募がなかつた」（31.3%に当たる26社）、「応募者の能力的な部分で満足がいかなかった」（20.5%に当たる17社）、「採用内定を出したが、辞退された」（19.3%に当たる16社）の順に回答が多かつた（問10）。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、採用内定者がいる段階である、募集を開始したばかりである、検討段階で結論が出ていないなどがあつた。

図表18

大企業 問17

法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない理由（複数回答可）（問10で「法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない」と回答した企業のみ）

(左=度数, 右=%)

給与等の待遇面について折り合いがつかない	12	(14.5)
採用の時期が司法修習終了時期ではなかつた	3	(3.6)
配属予定の部署の雰囲気と調和しない印象を受けた	11	(13.3)
応募者の能力的な部分で満足がいかなかった	17	(20.5)
応募者の意欲・熱意の部分で満足がいかなかった	11	(13.3)
採用内定を出したが、辞退された	16	(19.3)
応募がなかつた	26	(31.3)
その他	14	(16.9)
回答数(無回答を除く)	83	

- 大企業調査において、問10で法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと回答した企業に対し、その理由を尋ねたところ（問18）、回答の多い順に「顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない」（528社 有効回答数830社の63.6%）、「法曹有資格者を採用する社内体制が整っていない」（119社 14.3%）となっている。なお、「給与が高い」としたのはわずかに30社（3.6%）に止まっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、親会社やグループ会社の法務部門を利用する、法務専任者を置くだけのニーズがない、格の有無にかかわらず人物本位で採用するなどがあつた。
- 中小企業調査においては、法曹有資格者を通常の正社員として採用していると回答した企業も、任期付社員として採用していると回答した企業も、ともになかった。また、98.1%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えており（問10）、採用は進んでいない。その理由（問18）は、多い順から、「顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない」（有効回答数725のうちの45.0%に当たる326）、「法曹有資格者を必要とする仕事がない」（20.0%に当たる145）、「弁護士以外の専門家を利用しているので社内に法曹有資格者を必要としていない」（18.2%に当たる132）となっている。なお、「給与が高い」としたのはわずかに35社（4.8%）に止まっている。
- 以上の結果を踏まえると、法曹有資格者の採用については、中小企業においては進んでいないが、大企業においては、近年の増加傾向も踏まえると、今後も増える可能性があると言えるのではないかと。さらに、大企業調査の結果から、企業側から法曹有資格者の採用を望んだ場合であっても、そもそも応募がない⁵とか、採用内定を出したが辞退されたこともあつたことを考えると、法曹有資格者に対する企業の現実の需要が満たされていない部分もあるといえるのではないかと。

(3) 企業の規模別にみた採用意識

ここでは、企業の法曹有資格者についての採用意識に関し、さらに踏み込んで、企業の規模別（資本金別・従業員数別）に何か傾向が見られるかを分析する。

- 先のとおり、大企業においては、法曹有資格者を通常の正社員として採用しているのは、有効回答数1,126の13.0%に当たる146社に止まっており、76.2%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えているが、さらに進んで、回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、規模の大きな企業ほど、採用傾向が進み、逆に、採用に消極的な反応が弱くなっていることが分かる。
- こうした点を考えると、法曹有資格者の採用に関する需要は、大企業を中心に見られるといえる。

(4) 法曹有資格者の採用状況のまとめ

- 大企業では、法曹有資格者を社員として採用している割合は未だにそれほど多くはなく、76.2%の企業においては、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。もっとも、こうした回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、規模の大きな企業ほど、採用傾向が進み、採用に消極的な反応が弱くなっている。そして、企業内弁護士は、この10年間で約10倍となり、約1,100人にもなっている。

⁵ 問17で「応募がなかった」理由については不明であるが、需要を満たすにあたっては、募集活動の実態を把握することも必要であろう。

そうすると、資本金や従業員数などの点で規模が大きい企業を中心に、今後も法曹有資格者の採用が増加するのではないかとと思われる。

4 将来の弁護士の利用意欲

大企業では、将来、弁護士の利用が増加すると答えた企業が多かったが、中小企業では、（増えるかについては）どちらともいえないと答えた企業が多かった。

- 今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思いますかとの問い（問20）に対し、大企業調査では、「増えると思う」27.6%、「どちらかといえば増えると思う」（31.3%）という回答が合計58.9%と6割弱の企業に達したが、中小企業調査では、「増えると思う」10.8%、「どちらかといえば増えると思う」（23.4%）という回答は合計34.2%と3割強に止まった。もっとも、中小企業でも、多くは「どちらともいえない」と回答しており（39.4%）、消極的な回答（「増えるとは思わない」、あるいは「どちらかといえば増えるとは思わない」の合計）は26.4%に止まっている。

図表19

企業 問20

法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思いますか

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
増えると思う	310	(27.6)	84	(10.8)
どちらかといえば増えると思う	351	(31.3)	183	(23.4)
どちらともいえない	324	(28.9)	308	(39.4)
どちらかといえば増えると思わない	52	(4.6)	64	(8.2)
増えると思わない	86	(7.7)	142	(18.2)
回答数(無回答を除く)	1123	(100.0)	781	(100.0)

- どのような法曹有資格者の利用を望むかとの問い（問21）については、大企業、中小企業ともに顧問弁護士を挙げた企業が多かった。次いで「顧問弁護士以外の社外の弁護士」を挙げた企業が多かったが、大企業調査と中小企業調査の結果を比較すると、前者の方が回答割合が高い。
- 法曹有資格者の利用を望む場面が増えない理由（問22）については、「法律に関する仕事が増えたとしても、他の専門家を利用することで足りる」とする回答が、大企業・中小企業ともに多かったが、比較すると、中小企業の方がこのように回答する割合が高くなっている。

大企業調査においては、次いで「法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない法務部員等に対応することで足りるから」とする回答が多かったが、中小企業調査ではこのような回答はほとんどなかった。

逆に、中小企業では、先の回答に次いで「法律に関する仕事は増えないから」という回答が多く、大企業ではそのような回答が8.0%と少なくなっていることと対照的である。

□ まとめ

今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うかという点については、大企業調査では増えると思うとの回答が6割弱となったが、中小企業調査ではこれが3割強に止まっている。中小企業の増えると思うとの回答結果の割合が低いものの、「他の専門家を利用することで足りる」

「法曹有資格者でない法務部員等で対応することで足りる」という認識に変化が出てくれば、法曹有資格者の利用を望む場面は、大企業を中心に、一定程度多くなる可能性があるのではないか。

その場合の法曹有資格者の種類としては、大企業及び中小企業ともに顧問弁護士を挙げている。もともと、大企業、中小企業ともに、顧問弁護士以外の社外の弁護士を上げる企業も一定程度あり（大企業調査において約5割、中小企業調査において約3割）、さらに、大企業調査においては、社内の弁護士を利用したいとする企業も約3割おり、これらの弁護士の活用も望まれているといえる。

第3 自治体のニーズ（自治体調査）

1 弁護士の利用機会

- 弁護士の利用機会については、5年前に比べ、「増加している」と回答した自治体が多い。
- 自治体外弁護士への相談回数については、現状の相談回数でよいとする自治体が多い。

- 弁護士の利用機会については、5年前に比べ、「増加している」と回答した自治体が438、有効回答数754のうちの58.1%となっており、「変わらない」と答えた自治体数259（34.4%）を大きく上回っている。なお、「減少した」と回答した自治体は、わずかに25（3.3%）に止まっている。

図表20

自治体 問1

弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか

(左=度数, 右=%)

増加している	438	(58.1)
変わらない	259	(34.4)
減少している	25	(3.3)
わからない	32	(4.2)
回答数(無回答を除く)	754	(100.0)

- もっとも、自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む）への相談回数を今後増やすことを望みますかという問（問7）に対しては、「現状の相談回数で不都合を感じていないので、相談回数を増やすことを望んでいない」と回答した自治体が532と最も多く（70.8%）、「現状の相談回数よりも増やすことが望まれる」と回答した自治体は174（23.2%）に止まった。もっとも、「現状の相談回数よりも減らすことが望まれる」とした自治体は、わずかに23（3.1%）しかなかった。

図表21

自治体 問7

自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む）への相談の回数を今後増やすことを望むか

(左=度数, 右=%)

現状の相談回数よりも増やすことが望まれる	174	(23.2)
現状の相談回数で不都合を感じていないので、相談回数を増やすことを望んでいない	532	(70.8)
現状の相談回数よりも減らすことが望まれる	23	(3.1)
弁護士に相談していないのでわからない	22	(2.9)
回答数(無回答を除く)	751	(100.0)

2 法曹有資格者の採用状況

- 自治体の規模が大きいほど、法曹有資格者の採用意欲が認められるが、全体的には採用意欲は高くなかった。
- 必要に応じて外部の顧問弁護士等を利用すれば足りるとする自治体が多かった。

図表22 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移

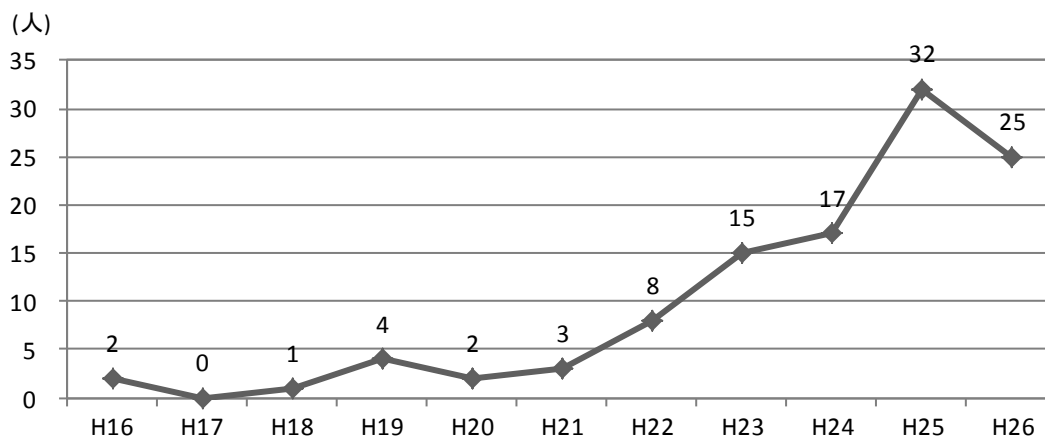
(平成27年1月5日現在)

年度	地方公共団体(()内は採用人数)	採用人数 (合計)
H16	東京都(2)	2
H17		0
H18	逗子市(1)	1
H19	東京都(2)/兵庫県(1)/岡山市(1)	4
H20	特別区人事・厚生事務組合(1)/大阪市(1)	2
H21	東京都(2)/名張市(1)	3
H22	東京都(2)/特別区人事・厚生事務組合(2)/町田市(1)/神奈川県(2)/河内長野市(1)	8
H23	東京都(2)/流山市(1)/名張市(1)/松原市(1)/名古屋市(1)/福岡市(1)/厚木市(1)/栃木市(1)/多気町(1)/兵庫県(1)/和歌山県(1)/古賀市(1)/宮崎県(1)/千葉県(1)	15
H24	東京都(3)/特別区人事・厚生事務組合(1)/千葉県(1)/明石市(5)/田原本町(1)/南伊勢町(1)/富山市(1)/和歌山市(1)/岩手県(1)/宮城県(1)/沼田市(1)	17
H25	東京都(1)/京都府(1)/福山市(1)/小松島市(1)/東松島市(1)/阿南市(1)/名張市(1)/南さつま市(1)/大阪狭山市(1)/銚子市(1)/高槻市(1)/大阪市(1)/国立市(1)/豊田市(2)/富谷町(1)/町田市(1)/山口県(1)/石巻市(1)/相馬市(1)/新潟県(1)/寝屋川市(1)/糸島市(1)/浪江町(1)/気仙沼市(1)/山田町(1)/三重県(1)/弘前市(1)/神奈川県(1)/兵庫県(1)/郡山市(1)/さいたま市(1)	32
H26	東京都(1)/大阪市(2)/北九州市(1)/福山市(1)/福島県(1)/春日井市(1)/栃木市(1)/茨木市(1)/多摩市(1)/鹿児島市(1)/和歌山県(1)/国分寺市(1)/福岡市(1)/姫路市(1)/堺市(1)/長野県(1)/伊丹市(1)/松阪市(1)/明石市(4)/名張市(1)/多気町(1)	25

※ 日弁連調べ

- 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の新規採用実績についてのグラフを見てみると、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は、平成16年は2人であったが、その後増加し、平成25年には32人、平成26年には25人が採用されている。その結果、平成27年1月現在の全国の常勤職員数は13都県50市区町村で合計85人になっている。

図表23 地方公共団体における法曹有資格者の新規採用実績



※ 採用人数は、各年度において新規に採用された任期付職員及び任期の定めのない職員の人数である。

- 法曹有資格者を採用しているか（問10）に対しては、640自治体（有効回答733のうちの87.3%）が「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答している。

もっとも、この回答を自治体の規模別に見てみると、規模の大きな自治体ほど、概ね、正規職員、任期付職員及び非常勤嘱託職員として採用していると回答した割合が大きく、逆に、採用していないし、今後も採用する予定はないと消極的な回答をした割合が少ないという傾向がみられる。⁶

図表24

自治体 問10

法曹有資格者を採用していますか（複数回答可）

（左＝度数，右＝％）

法曹有資格者を通常の正規の職員として採用している	10	(1.4)
法曹有資格者を任期付職員として採用している	41	(5.6)
法曹有資格者を非常勤の嘱託職員として採用している	28	(3.8)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	19	(2.6)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	640	(87.3)
回答数(無回答を除く)	733	

図表25

自治体

法曹有資格者を採用していますか（自治体規模別）

（上段＝度数，下段＝％）

	通常の正規の職員として採用している	任期付職員として採用している	非常勤の嘱託職員として採用している	採用しようとしたが、採用できていない	採用していないし、今後も採用する予定はない	回答者数
都道府県	6 (17.6)	8 (23.5)	9 (26.5)	1 (2.9)	13 (38.2)	34
道府県庁所在地，特別区	3 (7.7)	3 (7.7)	6 (15.4)	3 (7.7)	25 (64.1)	39
上記以外の政令指定都市，中核市，特例市	0 (0.0)	12 (23.5)	6 (11.8)	1 (2.0)	32 (62.7)	51
上記以外の自治体	1 (0.2)	18 (3.0)	7 (1.2)	14 (2.3)	565 (93.5)	604
全体	10 (1.4)	41 (5.6)	28 (3.8)	19 (2.6)	635 (87.2)	728

- 法曹有資格者を採用している地方自治体に対し、採用しようと考えた理由を聞いたところ（問12）、全回答数74のうち「法律知識を有する人材を求めていたから」が回答数55（74.3%）で最も多く、次いで「法的な素養があり自治体法務の即戦力になることができる」と期待したから（38.51.4%）、「法律知識に限らず優秀な能力を発揮してくれる」と期待したから（13.17.6%）との回答となった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、職員として在籍して

⁶ 前記の表にあるような各自治体における採用状況をみてみると、実際の採用人数は、ここでいう大規模自治体では56人（34自治体）、小規模自治体では29人（29自治体）となっている。

いる者が資格を取得した、職員全体の法務能力の向上に寄与することを期待した、東日本大震災後の法的案件の増加に対応するため、指定代理人として裁判に出てもらおう等の回答が見られた。

- 法曹有資格者を採用しようとしたが採用できていない理由を聞いたところ（問15 複数回答可能）、全回答数19のうちで、「応募がなかった」が9自治体、「採用内定を出したが辞退された」が2自治体、「給与等の待遇面について折り合いがなかった」が2自治体となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、現在検討中である、組織内の意思統一ができていない、採用時期や給与等の具体的方針が定まっていない等の回答が見られた。
- 採用に消極的な意見として考えられるものを聞いたところ（問16）、「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すればたりる」という理由について「そう思う」と回答した割合が多かった（342自治体 有効回答754のうち45.4%）。次いで、「厳しい財政状況の中で、任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極にならざるを得ない」が220自治体（29.2%）と多かった。
- また、日弁連が平成25年11月から平成26年1月にかけて全国の都道府県、市、特別区に対して行った「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」によると、弁護士会との連携に興味があると回答した自治体は、総務部門で448団体（78%）に上っている（国・自治体分科会第7回会合資料2・1頁）。
- 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は、平成16年度は2人であったが、その後増加し、平成25年度には32人、平成26年度には25人となっている。平成27年1月現在の全国の常勤職員数は、13都県50市区町村（一部事務組合を含む）、合計で85人となっている。
今回の調査結果でも、87.3%に当たる自治体が、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと回答している。

もっとも、この回答を自治体の規模別に見てみると、規模の大きな自治体ほど、概ね、正規職員、任期付職員及び非常勤嘱託職員として採用していると回答した割合が大きく、逆に、採用していないし、今後も採用する予定はないと消極的な回答をした割合が少ないという傾向がみられる。

そうすると、規模が大きい自治体で、今後も法曹有資格者の採用が増加する可能性が相対的に高いことが見込まれるのではないかと。

また、採用に消極的な意見として、「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すればたりる」とか、「厳しい財政状況の中で、任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極にならざるを得ない」との回答が多かったが、法曹有資格者が自治体内で勤務することの有効性が理解され、コスト等、採用に関する情報が周知されれば、法曹有資格者採用を検討する自治体が増える可能性があるのではないかと。

3 将来の弁護士の利用意欲

- 行政不服申立における裁決書等、債権回収、福祉分野、教育分野における法律相談、犯罪被害者等への対応について利用意欲が高かった。
- 将来、弁護士の利用が増加すると答えた自治体が多かったが、顧問弁護士の活用を念頭に置いている自治体が多かった。
- 法律相談を実施していると答えた自治体が多かったが、今後も現状通りの回数でよいと答えた自治体が多かった。

- 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向を聞いたところ（問18）、「希望する」との回答が比較的多かったものは、「自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人」（145。有効回答759のうちの19.3%）、「行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック」（111。14.8%）、「自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人」（90。12.0%）といったものであった。

また、「希望する」と「どちらかといえば希望する」と回答した割合の合計が比較的多かったもの（合計割合が3割を超えているもの）としては、「行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック」（合計287。38.3%）、「教育分野（いじめ、体罰等）における法律相談や支援」（277。36.9%）、「犯罪被害者等（DV・ストーカー被害者、消費者被害などを含む）への対応」（265。35.4%）、「自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人」（260。34.7%）及び「福祉分野（子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者）における法律相談や支援」（249。33.2%）があった。「その他」として自由記載で挙げられたものには、新行政不服審査法における審理員、内部通報等の受付窓口、職員の法務能力向上のための研修等が見られた。

図表26 自治体 問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向

（上段＝度数，下段＝％）

	希望する	どちらか といえば 希望する	どちらと もいえな い	どちらか といえば 希望し ない	希望し ない	既に利 用してい る	回答数 (無回答 を除く)
1.自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人	145 (19.3)	51 (6.8)	38 (5.1)	1 (0.1)	2 (0.3)	514 (68.4)	751 (100.0)
2.行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック	111 (14.8)	176 (23.5)	150 (20.0)	18 (2.4)	29 (3.9)	266 (35.5)	750 (100.0)
3.自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人	90 (12.0)	170 (22.7)	208 (27.7)	27 (3.6)	23 (3.1)	232 (30.9)	750 (100.0)
4.苦情処理対応の代理人	64 (8.5)	138 (18.4)	342 (45.7)	62 (8.3)	69 (9.2)	74 (9.9)	749 (100.0)
5.契約書に関する法律相談及び文書チェック	58 (7.7)	143 (19.1)	216 (28.8)	54 (7.2)	51 (6.8)	228 (30.4)	750 (100.0)
6.政策形成・推進における法律相談	45 (6.0)	129 (17.2)	305 (40.7)	54 (7.2)	63 (8.4)	153 (20.4)	749 (100.0)
7.条例等の立案過程における法律相談及び法令審査	47 (6.3)	135 (18.0)	293 (39.0)	77 (10.3)	81 (10.8)	118 (15.7)	751 (100.0)
8.福祉分野における法律相談や支援	68 (9.1)	181 (24.1)	220 (29.3)	24 (3.2)	22 (2.9)	236 (31.4)	751 (100.0)
9.教育分野における法律相談や支援	84 (11.2)	193 (25.7)	207 (27.6)	20 (2.7)	17 (2.3)	229 (30.5)	750 (100.0)
10.犯罪被害者等への対応	72 (9.6)	193 (25.8)	297 (39.7)	23 (3.1)	30 (4.0)	134 (17.9)	749 (100.0)

- 今後、自治体において法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うかとの問（問20）に対しては、「増えると思う」（260。34.8%）、「どちらかといえば増えると思う」（274。36.6%）、これらの合計は71.4%と高い割合になっており、逆に「増えると思わない」（ないし「どちらかといえば増えると思わない」）と回答した割合はごくわずかとなっている。

そして、利用を望む法曹有資格者としては（問21）、8割を超える自治体（435自治体）が顧問弁護士を挙げた。

逆に、法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由（問22）については、合計で10自治体から回答を得られたが、「法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない職員で対応することでありから」が4自治体、「法律に関連する仕事が増えたとしても、他の専門家を利用することでありから」が2自治体、「法律に関連する仕事は増えないから」が1自治体という回答結果になった。

図表27

自治体 問20

今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか

(左=度数, 右=%)

増えると思う	260	(34.8)
どちらかといえば増えると思う	274	(36.6)
どちらともいえない	204	(27.3)
どちらかといえば増えると思わない	6	(0.8)
増えると思わない	4	(0.5)
回答数(無回答を除く)	748	(100.0)

- 弁護士による市民向けの法律相談を実施しているかを聞いたところ（問24）、実施していると回答した自治体が575自治体（有効回答の76.7%）にも上った。もっとも、今後法律相談の回数を増やしたいかとの質問（問25）に対しては、回数を増やしたいとした自治体は5自治体（0.9%）にとどまり、449自治体（78.5%）は現状維持でよいと回答している。
- 以上によると、自治体において、訴訟関係の仕事の外に、行政不服申立における裁決書等に関する相談や、自治体債権の管理回収、教育分野・犯罪被害・福祉分野で法曹有資格者を活用したいと考えている自治体は比較的多いといえる。

そして、自治体は、今後も法曹有資格者を利用する機会は増えると考えており、その利用形態としては、法曹有資格者の中でも顧問弁護士を利用したいと考えていることが分かる。

総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えていることや、近年では、子どもに関する問題や女性、生活困窮者などの問題への対応も極めて重要となってきた中で、被援助者の抱える福祉に関する問題を、法的問題を含めて包括的に解決するといったニーズも高まることが想定される。

そうすると、行政不服申立における裁決書等に関する相談や、自治体債権の管理回収、教育分野・犯罪被害・福祉といった分野で、今後も法曹有資格者の需要が認められるのではないかと。

第4 国における弁護士活躍

国の行政機関等における弁護士の在職数は、平成18年に47人であったところ、その後増加して平成26年8月段階では335人（常勤124人，非常勤211人）となっている。今後も採用を予定しているところもあり、その活用を望む機関は増えると思われる。

- 国の機関等で勤務する弁護士は、平成18年1月1日現在47人（常勤47人）であったものが、平成26年8月1日現在335人（常勤124人，非常勤211人）⁷に大きく増加した。
上記に関し、弁護士が常勤で在職している国の機関等は20であり，非常勤で在職している機関等は7であり，常勤，非常勤ともに在職しているのは2つの機関等であった（問3(1)）。
- 採用年度別の弁護士の数についてみると，平成22年ころまでは毎年0から3人程度であったところ，平成23年は30人，平成24年は75人，平成25年は167人，平成26年は（8月1日までの段階の数字ではあるが）57人と，大幅に数が増加している（問4(1)）。
- 弁護士以外の法曹有資格者については，弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る）の在職人数（平成26年8月1日現在）も24人となっており（問1(2)），総合職試験の院卒者試験受験者で採用された者のうち，日本の法科大学院修了者で新司法試験に合格している者の在職人数（平成26年8月1日現在）も19人となっている（問1(3)）。
上記に関し，弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る）が在職しているのは9つの機関等であった（問1(2)）。
- 弁護士登録をしていない司法試験合格者（新司法試験合格者を対象とした採用試験で採用された者に限る）についての採用年度別の数をみると，平成19年以降，わずかではあるが，1，2人程度から8人程度までその数が増えている（問4(2)）。
- 弁護士を常勤公募で採用しようとして採用できなかったことがあるかとの問（問6(1)）に対しては，回答した48機関のうち，4つの機関が採用できなかったことがあると答え，その半数に当たる2つの機関が「採用候補・内定者に辞退された」ことを理由に挙げた。
- また，今後，新たに法曹有資格者の採用を計画している部署があるかとの問（問7）に対し，あると回答したのは5機関であった。
- 以上によると，国の機関においても，平成18年以降，47人から335人（なお，文部科学省における202人は，東日本大震災後に設置された原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。）へと弁護士等の法曹有資格者の在職人数は大きく増加してきており，今後もその活用を望む機関等が増えると思われる。弁護士登録をしていない司法試験合格者の採用も20人前後になっている。

⁷ 文部科学省における202人は，原子力損害賠償紛争紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。

第5 裁判事件数の調査

ここでは、法廷における法曹の活動状況を踏まえ、裁判に関連した法曹に対する需要を把握するため、裁判事件数の動向を調査した。

1 新受事件の事件類型別の動向

民事事件数の動向をみると、減少傾向が見られる。事件種別にみると、減少数のうち大きなものは、特定調停事件、個人破産事件、動産執行事件、支払督促事件及び民事雑事件であり、個人倒産の減少や立件基準の変更が原因として考えられる。

刑事事件（少年事件を含む。）も減少傾向が見られる。

家事事件は増加傾向にあり、特に家事審判事件に大きな増加傾向が見られる。

2 事件類型と弁護士との関与の動向

(1) 事件類型別の動向（民事・刑事・家事）

□ 既済事件数の傾向は、新受事件数の傾向とほぼ沿うところがあり、これまでその例外が見られないことからすれば、今後当面の間も、同様に推移するのではないかと考えられる。

(2) 民事第一審訴訟事件

裁判事件数動向を既済事件で見ると、前記の新受事件の動向と同様に、事件数全体をみると減少傾向が見られる。もっとも、地裁については、平成18年頃からの過払金返還請求訴訟事件の影響を除けば、その程度は微減である。

事件類型別には、年代の変化により、契約に直接関連するもの（売買、貸金等）が減少し、損害賠償に関連するものが増加する傾向が見られる。

民事第1審訴訟事件における弁護士による訴訟代理は、弁護士の関与割合が他に比べて多い一部の事件類型において増加傾向が見られる。

（弁護士の関与について）

○ 弁護士の関与については、民事第1審訴訟事件（既済事件）の全体及び上位類型（地裁の上位9類型、簡裁の上位8類型）について、「当事者双方代理」、「原告のみ代理」、「被告のみ代理」及び「当事者双方本人（弁護士非関与をいう。以下同じ。）」の件数を調査するとともに、これを基に「代理数」を算出して調査した。

「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、当事者双方代理の場合は、原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。この場合において、「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、「代理数」÷（既済全事件数×2）の算式により算出した。

地裁

○ 「売買代金」の代理割合は近年60%台、「貸金」は近年50%台、「立替金」は近年35～44%程度である。これに対して、「交通損害賠償」の代理割合は近年90%台であり、「その他の損害賠償」も約80%となっている。「建物」の代理割合は、近年は40%前後である。

- 損害賠償事件は、代理割合が8割程度となっており、他の事件に比べて高い傾向にある。こうした類型の事件数が近年増加していることからすると、長期的な傾向としては、弁護士が求められる事件類型が増加する傾向にあるということができると考えられる。

簡裁

- 弁護士非関与当事者数の増減に比べて弁護士関与当事者の数は安定している。「売買代金」の代理割合は近年10%程度、「貸金」は近年4%台、「立替金」は近年2%程度である。「金銭のその他」、「建物」、「土地」はいずれも10%台である。これに対して、「交通損害賠償」の代理割合は近年60~70%であり、「その他の損害賠償」も約35%となっている。
- 簡裁における弁護士関与事件は地裁に比べて低く、関与数も変動が少ないが、近年、損害賠償事件において、弁護士関与数が増加しており、他方で非関与数が増加しないことから、代理割合が増加する傾向にあることが分かる。

(3) 刑事第一審訴訟事件・少年事件

- 弁護人が付いた被告人数は元々多くの割合を占めており、しかも、近年、その割合が増加している。平成元年頃と比べると、国選弁護人が付いた事件の割合が増加し、私選弁護人が付いた事件の割合が減少している。
- 弁護士である付添人が付いた少年数は、絶対数及び割合の双方ともに低調であったが、平成20年代に、それ以前よりも大きな増加傾向を示している。
- 被疑者段階の国選弁護人の選任状況は、平成21年5月の対象事件の拡大後、選任数が急増している。

(4) 人事第一審訴訟事件及び家事事件

事件数の増加とともに、弁護士が関与する事件も増加している。

- 人事第1審訴訟事件においては、事件数が増加し、近年はそれ以前に比べて高水準のままであり、その中で弁護士が関与する事件が増加していることが分かる。
- 家事事件（遺産分割事件及び婚姻関係事件）においては、事件数が増加傾向にあり、弁護士が関与する事件も増加していることが分かる。

第6 価格低下による利用意欲の向上（シナリオ調査結果）

1 弁護士費用の変動と依頼意欲の増加について

一部の事案類型についてはあるが、弁護士費用の低下が弁護士の利用意欲の増加をもたらすという傾向が見られた。

- 前記のように、今回行った各種調査結果からすると、弁護士費用の額は、市民や企業・自治体が法曹、特に弁護士に対して依頼するかどうかを考える上で重要な要素となっていることが分かる。

この点については、弁護士費用が安いほど、依頼意欲が高まることが一応予想されるが、このことが統計的にも裏付けられるかを調べるため、今回の調査では、法律相談者調査、インターネット調査及び中小企業調査において、以下のとおり、シナリオを用いた調査を行った⁸。

(1) 市民の弁護士依頼意欲の変化

- 各シナリオにおいて、弁護士費用をどの条件からどの条件に下げると弁護士利用意欲が高まるのかを統計的に分析した（多重比較⁹）。
- その結果、インターネット調査では、遺言作成について、最高・高・中価格条件から最低価格条件へ、離婚については、最高・高価格条件から最低価格条件へ、最高・高価格条件から低価格条件へ、及び最高・高価格条件から中価格条件へ下げたときに、弁護士利用意欲が高まる傾向が見られた。¹⁰
- 法律相談者調査では、遺産分割については、最高・高・低価格条件から最低価格条件へ、遺言作成については、最高・高・中・低価格条件から最低価格条件へ、貸金請求については、最高・中価格条件から最低価格条件へ、及び最高価格条件から低価格条件へ、離婚については、最高・高・中・低価格条件から最低価格条件へ、最高・高価格条件から低価格条件へ、及び最高価格条件から中価格条件へ下げたときに、弁護士利用意欲が高まる傾向が見られた。¹¹
- 以上の結果、事案類型によっては、設定された各価格条件間で弁護士費用の額の低下が弁護士

⁸ 規模の大きな企業や地方自治体においては、個人や中小企業の場合と比較して、弁護士費用について担当部署毎の判断が異なる可能性が高く、今回のシナリオ事案への回答が難しいことが予想されたため、大企業調査や地方自治体調査においては、シナリオ調査を行わなかった。

⁹ 同様に、多重比較の方法として、各条件における弁護士依頼意欲の回答の分散が等しいかを検討した結果に従い、以下の方法を用いている。

○遺言作成

検定の結果、各条件の分散が異なるとはいえなかったので（ $p=.090$ ）、各条件間の分散が等しいことを前提とし、多重比較の方法としてTukeyHSD法を採用した。

○離婚

検定の結果、各条件の分散が異なっていたので（ $p=.000$ ）、各条件間の分散が等しくないことを前提とし、多重比較の方法としてDunnettT3法を採用した。

¹⁰ これらの平均の差は、いずれも5%水準で有意であった。なお、離婚事案においては、中価格条件から最低価格条件に下げた場合にも、平均の差が10%水準で有意なものに止まるが、弁護士利用意欲が高まる傾向が確認された。

¹¹ これらの平均の差は、いずれも0.05%水準で有意であった。なお、離婚事案においては、中価格条件から低価格条件に下げた場合にも、平均の差が0.10%水準で有意なものに止まるが、弁護士利用意欲が高まる傾向が確認された。

利用意欲の増加につながる可能性があることが見られた。

遺言作成・離婚事案の2事案については、インターネット調査においても、法律相談者調査においても、その傾向が見られたが、交通事故、家賃不払、残業代請求事案の3事案については、いずれの調査においても、その傾向を確認することはできなかった。

また、貸金請求事案では、法律相談者調査においては、弁護士費用の額の低下が弁護士利用意欲の増加につながる可能性があることが見られたが、インターネット調査においてはこうした傾向を確認することができなかった。

なお、遺産分割事案については、法律相談者調査に限って対象となるシナリオとしているが、ここでは弁護士費用の額の低下が弁護士利用意欲の増加につながる傾向が見られた。

- また、弁護士利用意欲の平均値を比べると、いずれの事案類型においても、インターネット調査よりも法律相談調査において平均値が高くなっており、これは法律問題を現に抱えている人の方が弁護士に依頼したいという気持ちが強いことを意味しているのではないかと思われる。

(2) 中小企業の弁護士依頼意欲の変化

- 契約書作成事案において、弁護士費用をどの条件からどの条件に下げると弁護士利用意欲が高まるのかを統計的に分析した（多重比較¹²）。
- 中小企業調査では、最高・中価格条件から最低価格条件へ下げたときに、弁護士利用意欲が高まる傾向が見られた。¹³
- 以上によると、中小企業に対するシナリオ調査においても、事案類型（契約書作成事案）によって、設定された各価格条件間で弁護士費用の額の低下が弁護士利用意欲の増加につながる可能性があると思われるのではないかと。¹⁴

(3) 弁護士費用の変動と依頼意欲の増加についてのまとめ

- 先の調査結果（インターネット問9, 10, 法律相談者調査問9, 13）では、市民は、弁護士の依頼を考慮する要素として、弁護士費用を重視していることが分かった。

そして、今回行ったシナリオ調査では、離婚などの特定の事案において、設定された弁護士費用の価格条件が低くなると市民の依頼意欲が高まる傾向が統計的にも見られる。他方、交通事故、家賃不払及び残業代請求事案では、そうした傾向は確認できなかった。

弁護士がその業務改革によって市民に受け入れられやすいきめ細かな報酬基準を設定することや報酬基準に関する情報開示を進めることで、事案類型によっては、弁護士への依頼が増す可能性があるのではないかとと思われる。

¹² 同様に、多重比較の方法として、各条件における弁護士依頼意欲の回答の分散が等しいかを検討したところ、契約書作成事案においては、検定の結果、各条件の分散が異なるとはいえなかったので（ $p=.522$ ）、各条件間の分散が等しいことを前提とし、多重比較の方法としてTukeyHSD法を採用した。

¹³ これらの平均の差は、いずれも0.05%水準で有意であった。なお、高価格条件から最低価格条件に下げた場合にも、平均の差が0.10%水準で有意なものに止まるが、弁護士利用意欲が高まる傾向が確認された。

¹⁴ なお、後記分析のとおり、中小企業調査のシナリオ調査部分における「弁護士に依頼しない理由」の結果からは、中小企業が弁護士に依頼するか意思決定において、弁護士費用の額を考慮する程度は、インターネット調査や法律相談者調査の対象となった一般の市民の意識における考慮度合いよりも低いといえそうである。

もっとも、ここにおける依頼意欲の平均値の統計的な分析からすると、それでもなお、弁護士報酬の多寡が依頼意欲に影響を与えているといえるのではないかとと思われる。

第2章 供給状況の分析

第1 弁護士登録状況など

1 未登録者状況など

司法修習終了者のうち修習終了直後の弁護士未登録者の数は、第60期から第65期にかけて増加し、第65期以降は、増加率が緩和され約550人程度となっている。そのうち、当該時点において就職先が決まっていた者は約半数であると推測される。

(1) 司法修習終了者の進路

図表28 司法修習終了者の進路別人数の推移

	裁判官		検察官		弁護士		その他		総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第54期 (H13)	112	11.5%	76	7.8%	774	79.4%	13	1.3%	975
第55期 (H14)	106	10.7%	75	7.6%	799	80.9%	8	0.8%	988
第56期 (H15)	101	10.0%	75	7.5%	822	81.8%	7	0.7%	1,005
第57期 (H16)	109	9.3%	77	6.5%	983	83.4%	9	0.8%	1,178
第58期 (H17)	124	10.4%	96	8.1%	954	80.4%	13	1.1%	1,187
第59期 (H18)	115	7.8%	87	5.9%	1,254	84.9%	21	1.4%	1,477
第60期 (H19)	118	5.0%	113	4.8%	2,043	86.0%	102	4.3%	2,376
第61期 (H20)	99	4.2%	93	4.0%	2,026	86.6%	122	5.2%	2,340
第62期 (H21)	106	4.5%	78	3.3%	1,978	84.3%	184	7.8%	2,346
第63期 (H22)	102	4.8%	70	3.3%	1,714	79.9%	258	12.0%	2,144
第64期 (H23)	102	4.7%	71	3.3%	1,515	70.4%	464	21.6%	2,152
第65期 (H24)	92	4.4%	72	3.5%	1,370	65.9%	546	26.3%	2,080
第66期 (H25)	96	4.7%	82	4.0%	1,286	63.2%	570	28.0%	2,034
第67期 (H26)	101	5.1%	74	3.8%	1,248	63.3%	550	27.9%	1,973

※ 修習終了直後の数による。第54期から第59期までは10月終了、第60期から第62期までは9月及び12月終了、第63期及び第64期は8月及び12月終了、第65期以降は12月終了である。

※ 「その他」は、司法修習終了者のうち、裁判官・検察官に任官せず、かつ、弁護士としての登録をしなかった者である。

※ 第60期から第65期までは、新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。

- 司法修習終了者の進路は、上記表のとおりであり、65期以降でみると、裁判官が92人から101人、検察官が72人から82人、弁護士が1,248人から1,370人の間でいずれも推移しており、法曹の中では弁護士の数が最も多い。

(2) 一括登録日の未登録者の状況

- 司法修習終了後の弁護士の一括登録日における未登録者数・割合については、第60期（102人、4.3%）から第65期（546人、26.3%）にかけて増加した。65期以降は、550人前後で推移しており、各期の司法修習終了者に占める割合は約26%から28%である。

- 他方、65期・66期弁護士調査問2によると、一括登録日後に登録した回答者282人のうち、一括登録日に既に就業先が決まっていた者（「就職先は決まっていたが、一括登録の審査日¹⁵に間に合わなかったため」と「就職先は決まっていたが、入所（入社）予定日が一括登録日以降だったため」と回答した者）が合計138人（=56+82）おり、これは全回答者282人の約49%に当たる。

この結果から推測すると、一括登録日以降に登録した者であっても、その半数は、就職先が決まっていたことが分かる。

逆に、一括登録日以降に登録した者で、「就職活動継続中のため」と回答した者は118人（全回答者282人中約42%）であった。

- 新規登録を行った時期については、一括登録日の登録者は全体で708人で71.5%、1か月後までの登録者が139人で14.0%、3か月後までの登録者が89人で9.0%となっており、ここまでの類型が94.5%となっている。こうした傾向は、各期別に見ても変わらない。
- 次に、弁護士一括登録日より後に新規登録を行った時期毎に、弁護士一括登録日に登録できなかった理由が何であったと回答しているかをクロス集計表で見ると、「合計」を見ると、「就職活動継続中のため」が118人で41.8%を占めているが、「就職先は決まっていたが、入所又は入社予定日が一括登録日以降だった」人も29.1%となっており、これと「就職先は決まっていたが、一括登録の審査日に間に合わなかったため」の19.9%を合わせると、49.0%となる。
- 登録時期毎に区別して見てみると、一括登録日から1か月までは、「就職先は決まっていたが、一括登録の審査日に間に合わなかった」か「入所又は入社予定日が一括登録日以降だった」ことを理由としている人の割合が多く、これが、時期が遅れるにつれて減少している傾向があることが分かる。

これを統計学的に検定してみると、一括登録日までに就職先は決まっていたが、審査日に間に合わなかったり、入所又は入社予定日が一括登録日以降だった人が、一括登録から1か月以内の場合に多い傾向があり、それよりも遅れると、就職活動を継続していた、開業準備をしていたなどの理由により登録が遅れた人が多い傾向にあることが分かる。

- 以上のように、司法修習終了者のうち修習終了直後の弁護士未登録者の数は、第60期から第65期にかけて増加し、第65期以降、最近3年は、連続して約550人程度（修習終了者の28%程度）である。そのうち、同時点において就職先が決まっていた者は約半数であると推測される。

修習終了から約1年後には、就職していないと疑われる者は30人程度となる。

2 新規登録時の就業形態

弁護士新規登録時の就業形態のうち、勤務弁護士が回答数744でもっとも多く、勤務弁護士、民間企業・団体、公務員、日本司法支援センターのスタッフ弁護士以外のもの（事務所内独立採算弁護士、独立開業など）は、回答者の15.7%である。

- 65・66期調査によって判明した新規登録時の就業形態については、勤務弁護士が回答数744でもっとも多く（有効回答数989の75.2%に当たる）、次いで、事務所内独立採算弁護士71（7.2%）、

¹⁵ 一括登録の場合の審査は、例えば第67期については、以下のとおりである。

- 登録請求者から弁護士会への資料提出期限：（例）東京3会：平成26年9月26日（金）
- 弁護士会から日弁連への資料提出期限：平成26年10月27日（月）
- 登録日：平成26年12月18日（木）

民間企業・団体への就職57 (5.8%)、独立開業40 (4.0%)、既存事務所の共同経営弁護士38 (3.8%)、その他6 (0.6%) となっている。

図表29 65・66期 問3 新規登録時の就業形態

(左=度数, 右=%)

勤務弁護士	744	(75.2)
既存事務所の共同経営弁護士	38	(3.8)
事務所内独立採算弁護士	71	(7.2)
独立開業	40	(4.0)
日本司法支援センターのスタッフ弁護士	31	(3.1)
民間企業・団体への就職	57	(5.8)
公務員	2	(0.2)
その他	6	(0.6)
回答数(無回答を除く)	989	(100.0)

- 前述のとおり、65・66期調査によって判明したところによると、新規登録時に独立開業している者は40人(有効回答数989の4.0%)、事務所内独立採算弁護士は71人(7.2%)となっており、その合計は111人(11.2%)であった。
- これらの者の登録時点を上記表で見ると、一括登録時に独立開業している者が23人(57.5%)、事務所内独立採算弁護士が35人(49.3%)であり、一括登録日後の登録者については、独立開業が17人(42.5%)、事務所内独立採算弁護士が36人(50.7%)である。
- 以上からすると、新規登録時の就業形態については、勤務弁護士が回答数744でもっとも多く、司法修習終了後に独立開業する弁護士と事務所内独立採算弁護士になる者は、その半数が一括登録時にそのような就業形態を取っていることが分かる。

第2 弁護士の継続教育(弁護士としての職務経験の状況)

- 65期・66期調査によると、日常的な事件処理の指導を受ける機会がある者は84.9%、ないと回答した者は15.1%である。
- この中で、0JT(弁護士としての職務経験)不足や事件処理の相談ができなかったことについて困ったことがあると答えた者のうち、裁判手続の不備(15.8%)など、具体的に困ったことがあったと回答している者は36.1%であり、逆に、特に困ったことがないと答えた者は60.8%である。0JTや事件処理の相談の機会を得るために制度として望むものとして、「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」ことであると回答した者が73.0%である。

- 65・66期調査によれば、「業務を行うに当たって、日常的に事件処理の指導を受ける機会がありますか。(例:先輩弁護士と事件を共同受任するなど)」との質問(問13)に対し、986人(有効回答)中837人(84.9%)があると回答したが、149人(15.1%)はないと回答している。
- そして、「0JTや事件処理の相談が必要だと思うのはどのようなときですか。」との質問(同調査・問16・複数回答可)、「事件処理の方針の判断に迷ったとき」が最も回答数が高く(回答数930。有効回答数960の96.9%)、次いで「依頼者対応に迷ったとき」(回答数791。82.4%)、「裁判所の手続に不安があるとき」(回答数706。73.5%)となっている。

- また、「今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがありますか。」(複数回答可)という質問(問17)に対し、「特に困ったことはない」と答えた者が562人(有効回答924の60.8%)となっており、これに次いで、「事件処理が不安で受任を回避した」148人(16.0%)、「裁判所の手続に不備があった」146人(15.8%)、「事件処理をめぐって依頼者や相手方とトラブルになった」99人(10.7%)などとなっている。
- 結局、今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあったと明確に答えている者の数は、有効回答数924から、特に困ったことがないと答えた562、「その他」と答えた28を除いた334人(有効回答者924人に対する約36.1%)であるといえる。
- その上で、「OJTや事件処理の相談の機会を得るために、どのような制度があるとよいと思いますか。」という質問(上記調査・問18)に対しては、最も回答が多かったのは「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」との回答であり(回答数680。有効回答数932の73.0%)、他には「各弁護士会で指導担当弁護士制度を提供する」、「弁護士研修として一定期間受け入れる事務所がある」、「新人弁護士用等のメーリングリストを各弁護士や委員会で設置する」、「弁護士会の法律相談を2人1組での対応とし、新人と先輩弁護士を組み合わせる」がほぼ同じような割合(3割前後)となった。
- 以上によると、回答者の約85%に当たる者はOJTの機会があると回答しているが、約15%はそのような機会がないと回答しており、さらに、OJT機会の不足により困ったことがあると答えている者も約36%程度いる。このことから、3分の1を超える新規登録弁護士はOJT機会の不足を問題視していることが分かる。もっとも、OJTの内容として多くの回答者が望んでいるのは「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」ことであり、弁護士の継続教育の観点からは、こうした機会を設けることが重要となると思われる。

図表30

65・66期 問13

業務を行うに当たって、日常的に事件処理の指導を受ける機会があるか

(左=度数, 右=%)

指導を受ける機会がある	837	(84.9)
指導を受ける機会がない	149	(15.1)
回答数(無回答を除く)	986	(100.0)

図表31

65・66期 問17

今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあるか(複数回答可)

(左=度数, 右=%)

裁判所の手続に不備があった	146	(15.8)
事件処理が不安で受任を回避した	148	(16.0)
事件処理を巡って依頼者や相手方とトラブルになった	99	(10.7)
職場外の相談相手には、守秘義務との関係で抽象的な相談しかできなかった	78	(8.4)
特に困ったことはない	562	(60.8)
その他	28	(3.0)
回答数(無回答を除く)	924	

図表32 65・66期 問16 OJTや事件処理の相談が必要だと思うのはどのようなときか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

裁判所の手続に不安があるとき	706	(73.5)
事件処理の方針の判断に迷ったとき	930	(96.9)
依頼者対応に迷ったとき	791	(82.4)
利益相反かどうかの判断等弁護士職務基本規定との抵触が疑われるとき	262	(27.3)
必要であると思ったことはない	10	(1.0)
その他	35	(3.6)
回答者数(無回答を除く)	960	

図表33 65・66期 問18 OJTや事件処理の相談の機会を得るために、どのような制度があるとよいと思うか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

先輩弁護士と事件を共同受任して処理する	680	(73.0)
各弁護士会で指導担当弁護士制度を提供する	282	(30.3)
弁護士研修として一定期間受け入れる事務所がある	293	(31.4)
新人弁護士用等のメーリングリストを各弁護士会や委員会で設置する	284	(30.5)
弁護士会の法律相談を二人一組での対応とし、新人と先輩弁護士を組み合わせる	323	(34.7)
その他	22	(2.4)
回答者数(無回答を除く)	932	

第3 事件数, 収入・所得の状況

1 取扱い事件数

- 現在取り扱っている事件の件数については、20～30件未満と回答した弁護士が最も多かった。
- 2006年以降、2014年に至るまで、弁護士の手持ち事件数については、多くの事件を扱っている弁護士の割合が若干減り、少ない事件数を取り扱う弁護士の割合が若干増加している。

(1) 2014弁護士実勢調査の結果

- 弁護士に対し、現在取り扱っている事件（裁判所事件、交渉事件を含め、報酬請求の単位となるものを事件とする。）の件数を聞いたところ（問10）、20～30件未満が最も多く（回答数658。有効回答数3,633の18.1%）、次いで10～20件未満（回答数640。17.6%）、30～40件未満（回答数614。16.9%）となっている。
その平均値は33.9件、中央値は25.0件（いずれも0件との回答を含めた場合）であった。
- また、上記取扱い事件数のうちの裁判所事件数（調停を含む）を聞いたところ（問11-a）、平均値は16.2件、中央値は12.0件であり（いずれも0件との回答を含めた場合）、取扱い事件数の約半分が裁判事件数で占められていることが分かった。
- 以上によると、現在取り扱っている事件の件数については、20～30件未満と回答した弁護士が最も多く、平均値は33.9件、中央値は25.0件であり、さらに、取扱い事件数の約半分が裁判事件数で占められている。

(2) 過去の弁護士実勢調査の結果との比較

- 取扱い事件数について、統計のある2006年、2008年、2014年の推移を比較すると、40件未満の各区分については、度数割合が概ね1から3%程度増加している区分が多く、逆に、40件以上の各区分については、度数割合が概ね1、2%程度減少している区分が多いことが認められる。
- また、上記取扱い事件数のうちの裁判所事件数（調停を含む）の推移を同様に比較すると、20件を境にして、それ未満の件数区分では度数の増加傾向が見られ、それ以上の件数区分では度数の減少傾向が見られ、上記の取扱い件数と似た推移をしているといえる。
- そうすると、2006年以降、2014年に至るまで、弁護士の手持ち事件数については、多くの事件を扱っている弁護士の割合が若干減り、少ない事件数を取り扱う弁護士の割合が若干増加しているといえることができる。

図表34

弁護士実勢

現在取り扱っている事件（裁判所事件、交渉事件を含め、報酬請求の単位となるものを事件とします）の件数（過去調査との比較）

(左=度数, 右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
10件未満	665	(14.6)	721	(15.9)	610	(16.8)
10件以上20件未満	641	(14.1)	676	(14.9)	640	(17.6)
20件以上30件未満	707	(15.5)	731	(16.1)	658	(18.1)
30件以上40件未満	731	(16.1)	646	(14.3)	614	(16.9)
40件以上50件未満	410	(9.0)	430	(9.5)	328	(9.0)
50件以上60件未満	468	(10.3)	432	(9.5)	295	(8.1)
60件以上70件未満	242	(5.3)	213	(4.7)	125	(3.4)
70件以上80件未満	122	(2.7)	134	(3.0)	94	(2.6)
80件以上90件未満	154	(3.4)	129	(2.8)	76	(2.1)
90件以上100件未満	33	(0.7)	46	(1.0)	27	(0.7)
100件以上	374	(8.2)	370	(8.2)	166	(4.6)
回答数(無回答を除く)	4,547	(100.0)	4,528	(100.0)	3,633	(100.0)
平均値(件)	40.8		40.3		33.9	
中央値(件)	30.0		30.0		25.0	

図表35

弁護士実勢

全事件のうち、裁判所事件（調停を含む）の件数（過去調査との比較）

(左=度数, 右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
5件未満	832	(18.5)	864	(19.2)	747	(20.8)
5件以上10件未満	527	(11.7)	651	(14.5)	627	(17.4)
10件以上15件未満	666	(14.8)	735	(16.3)	624	(17.3)
15件以上20件未満	517	(11.5)	489	(10.9)	455	(12.6)
20件以上25件未満	567	(12.6)	565	(12.6)	444	(12.3)
25件以上30件未満	259	(5.8)	251	(5.6)	179	(5.0)
30件以上35件未満	420	(9.3)	310	(6.9)	203	(5.6)
35件以上40件未満	89	(2.0)	84	(1.9)	55	(1.5)
40件以上45件未満	185	(4.1)	188	(4.2)	108	(3.0)
45件以上50件未満	59	(1.3)	47	(1.0)	16	(0.4)
50件以上	381	(8.5)	317	(7.0)	139	(3.9)
回答数(無回答を除く)	4,502	(100.0)	4,501	(100.0)	3,597	(100.0)

平均値(件)	20.4	19.1	16.2
中央値(件)	15.0	15.0	12.0

(3) 取扱い事件数のまとめ

- 以上によると、現在取り扱っている事件の件数については、20～30件未満と回答した弁護士が最も多く、取扱い事件数の約半分が裁判事件数で占められている。そして、2006年以降、2014年に至るまで、弁護士の手持ち事件数については、多くの事件を扱っている弁護士の割合が若干減り、少ない事件数を取り扱う弁護士の割合が若干増加している。

2 収入・所得

- 65・66期弁護士調査によると、2014年の年額所得については、見込みで、400万円以上500万円未満と回答した者が最も多い。
- 弁護士一般については、実勢調査によると、申告した所得額は500～1000万円未満とする回答が最も多く、2008年以降、2014年に至るまで、1,000万円以上の申告所得額の割合が若干減り、1,000万円以下の所得の弁護士が1割程度増加している。

(1) 新人弁護士の収入・所得

- 65・66期弁護士調査・問11によると、2014年の年額所得（収入－経費）は、見込みで、最も多い回答があったのは、400万円以上500万円未満と回答した者であり（度数は217で、有効回答数980の22.1%に当たる。）、次いで、500万円以上600万円未満（19.0%）、300万円以上400万円未満（15.4%）となっており、年額所得が200万円未満と答えた者も71人（7.2%）いることが分かる。年収見込みが300万円未満の者は、合計で156人（15.9%）存在する。

そして、その年額所得の平均は約500万円¹⁶であり、中央値は約484万円¹⁷であった。

- なお、平成26年賃金構造基本統計調査によると¹⁸、大学・大学院卒の25～29歳の人の「きまって支給する現金給与額」は1か月28万5300円であり、「年間賞与その他特別給与額」は74万5600円であるから、年収は416万9200円¹⁹となっている。

この点につき、問11の結果によると、年額所得が上記大学・大学院卒の25～29歳の人の年収約

¹⁶ 計算式 = $(100 \times 71 + 250 \times 85 + 350 \times 151 + 450 \times 217 + 550 \times 186 + 650 \times 125 + 750 \times 64 + 850 \times 30 + 950 \times 13 + 1100 \times 38) \div (990 - 10) = 500.051 \dots \rightarrow$ 約500万円

なお、平均計算においては、一番下と一番上の階級につき、階級値（中央の値）を、それ以外の階級の階級値と同じ値（この場合は100万円）を差し引き、あるいは付加することで設定している。以下の平均計算でも同様の処理をしている。

¹⁷ 中央値 $Me = (Me$ を含む階級の下限值) + 階級の幅 $\times \{ (階級標本サイズの1/2) - (Me$ を含む階級の一つ前の階級までの累積度数) $\} \div (Me$ を含む階級の度数)

$$= 4,000,000 + 1,000,000 \times \{ (990 - 10) \div 2 - (71 + 85 + 151) \} \div 217$$

$$= 4,000,000 + 843,317.972 \dots$$

$$= 4,843,317.972 \dots \rightarrow$$
 約484万円

¹⁸ 平成26年賃金構造基本統計調査・第1表「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」・「企業規模計（10人以上）」・「大学・大学院卒」「25～29歳」の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を参照

¹⁹ 年収 = $[28万5300円] \times 12 + [74万5600円] = [416万9200円]$

411万円を上回る「400万円以上500万円未満」の区分よりも上の者は合計で673人（約68.7%）²⁰であり、3分の2以上の者が大学・大学院卒の25～29歳の人の年収を上回っているといえる。

逆に、これを下回る400万円未満の者は合計で307人（31.3%）²¹、3分の1弱となっている。

図表36

65・66期 問11

平成26年の年額所得（収入－経費）（見込み）

（左=度数，右=%）

200万円未満	71	(7.2)
200万円以上300万円未満	85	(8.7)
300万円以上400万円未満	151	(15.4)
400万円以上500万円未満	217	(22.1)
500万円以上600万円未満	186	(19.0)
600万円以上700万円未満	125	(12.8)
700万円以上800万円未満	64	(6.5)
800万円以上900万円未満	30	(3.1)
900万円以上1,000万円未満	13	(1.3)
1,000万円以上	38	(3.9)
回答数(無回答を除く)	980	(100.0)

□ 65・66期弁護士調査によると、2014年の年額所得については、見込みで、400万円以上500万円未満と回答した者が最も多い。

(2) 弁護士の収入・所得

○ 弁護士に対し、申告した所得額（弁護士の活動としての所得額）を聞いたところ（問13-b）、500～1000万円未満が最も多く（回答数956。有効回答数3,128の30.6%）、次いで100～500万円未満（回答数817。26.1%）、1,000～1,500万円未満（回答数430。13.7%）となっている。

その平均値は907.4万円、中央値は600.0万円（いずれも0件との回答を含めた場合）であった。

○ ちなみに、平成25年1月1日から同年12月31日まで間の所得について国税庁が公表している申告所得税統計²²によると、同期間の事業所得を申告した弁護士の人員は2万8263人、所得金額の総額は2656億8100万円となっており、その内訳が70万円以下、100万円以下、150万円以下、200万円以下といった具合に20億円以下までの各所得階層の人員で示されている。この所得階層別人員を上記の弁護士実勢調査と比較するため、100万円以下、100万円超500万円以下、500万円超1000万円以下、1000万円超1500万円以下というように所得階層にまとめ、人員の多い所得階層を示すと、500万円超1000万円以下（7246。全申告者数2万8263の25.6%）が最も多く、次いで100万円超500万円以下（6982。24.7%）、100万円以下（4970。17.6%）、1000万円超1500万円以下（3489。12.3%）となっている。

この申告所得税統計は、100万円以下の申告所得額の者が上記弁護士実勢調査の結果（100万円未満の回答数394。全回答数3724の10.6%）をやや上回っている点を除き、おおむね上記弁護士実勢調査の結果と合致している。

²⁰ 計算式＝217＋186＋125＋64＋30＋13＋38＝673　673÷990＝約68.0%

²¹ 計算式：71＋85＋151＝307　307÷990＝約31.0%

²² 所得種類別(業種別)人員、所得金額(合計)の統計表（その1の2, 2の2, 3の2）

- なお、平成26年賃金構造基本統計調査によると²³、大学・大学院卒の全年齢平均についての「きまって支給する現金給与額」は1か月40万円であり、「年間賞与その他特別給与額」は121万2700円であるから、年収は601万2700円²⁴となっている。

この点につき、問13-bの結果によると、申告所得が上記大学・大学院卒の全年齢平均の人の年収約601万円を含む「500～1000万円未満」の区分よりも上の者の合計は1,917人（有効回答数3128の約61.3%）であり、前記の中央値（600万円）も考慮すると、弁護士の約半数の者が大学・大学院卒の全年齢平均の人の年収よりも多くの所得を得ていることが分かる。

逆に、申告所得500万円未満の者の数は1211人（38.7%）である。

- そうすると、弁護士が申告した所得額は、500～1000万円未満が最も多く、次いで100～500万円未満、1,000～1,500万円未満となっている。その平均値は907.4万円、中央値は600.0万円である。

図表37

弁護士実勢 問13-b

（弁護士の活動としての）申告した所得額

(左=度数, 右=%)

100万円未満	394	(12.6)
100万円以上500万円未満	817	(26.1)
500万円以上1,000万円未満	956	(30.6)
1,000万円以上1,500万円未満	430	(13.7)
1,500万円以上2,000万円未満	219	(7.0)
2,000万円以上2,500万円未満	116	(3.7)
2,500万円以上3,000万円未満	60	(1.9)
3,000万円以上3,500万円未満	40	(1.3)
3,500万円以上4,000万円未満	19	(0.6)
4,000万円以上4,500万円未満	19	(0.6)
4,500万円以上5,000万円未満	6	(0.2)
5,000万円以上	52	(1.7)
回答数(無回答を除く)	3,128	100.0
平均値(万円)	907.4	
中央値(万円)	600.0	

- 弁護士が申告した所得額について、統計のある平成18年、平成20年、平成26年の推移を比較すると、平成20年から平成26年にかけて、所得額1000万円を境に、それより下の所得額区分においては割合が増加し（各所得額区分において約6%から約15%増加している。）、それ以上の所得額区分においては割合が減少している（最も減少割合が大きい「2000～2500未満」の区分で6.3%）。
- そうすると、平成20年以降、平成26年に至るまで、弁護士の申告所得額については、1,000万円以上の申告所得額の割合は57.7%から30.7%になり、1,000万円未満の所得の弁護士は42.3%から69.3%になっているといえることができる。

²³ 平成26年賃金構造基本統計調査・第1表「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」・「企業規模計（10人以上）」・「大学・大学院卒」の全年齢の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を参照。

²⁴ 年収 = 【39万7700円】 × 12 + 【118万1200円】 = 【595万3600円】

図表38 弁護士実勢 (弁護士の活動としての) 申告した所得額 (過去調査との比較)

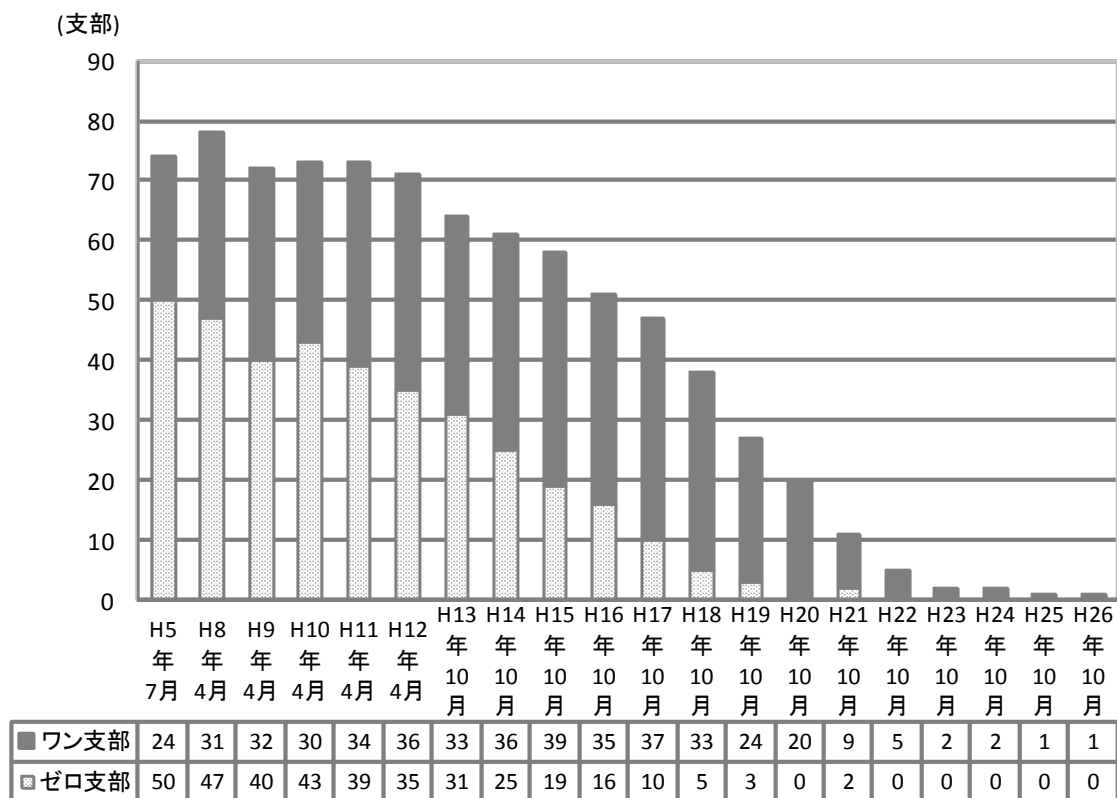
(左=度数, 右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
100万円未満	267	(6.7)	320	(8.0)	394	(12.6)
100万円以上500万円未満	444	(11.2)	519	(13.1)	817	(26.1)
500万円以上1,000万円未満	862	(21.7)	844	(21.2)	956	(30.6)
1,000万円以上1,500万円未満	760	(19.1)	701	(17.6)	430	(13.7)
1,500万円以上2,000万円未満	483	(12.1)	461	(11.6)	219	(7.0)
2,000万円以上2,500万円未満	396	(10.0)	355	(8.9)	116	(3.7)
2,500万円以上3,000万円未満	225	(5.7)	211	(5.3)	60	(1.9)
3,000万円以上3,500万円未満	160	(4.0)	173	(4.4)	40	(1.3)
3,500万円以上4,000万円未満	77	(1.9)	92	(2.3)	19	(0.6)
4,000万円以上4,500万円未満	75	(1.9)	69	(1.7)	19	(0.6)
4,500万円以上5,000万円未満	37	(0.9)	30	(0.8)	6	(0.2)
5,000万円以上	192	(4.8)	202	(5.1)	52	(1.7)
回答数(無回答を除く)	3,978	(100.0)	3,977	(100.0)	3,128	(100.0)
平均値(万円)	1,748.3		1,666.5		907.4	
中央値(万円)	1,200.0		1,100.0		600.0	

- 以上によると、弁護士が申告した所得額は、500～1000万円未満が最も多く、次いで100～500万円未満、1,000～1,500万円未満となっている。その平均値は907.4万円、中央値は600.0万円である。そして、2008年以降、2014年に至るまで、弁護士の申告所得額については、1,000万円以上の申告所得額の割合が若干減り、1,000万円未満の所得の弁護士が1割程度増加している。

3 弁護士過疎・偏在解消

図表39 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書による。

※ 「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くないか、1人しかいない地域をいう。

第3章 法曹養成状況の分析

第1 適性試験受験者数動向

初年度である平成15年度以来、一貫して減少傾向にあると考えられる。

- 法科大学院に入学するには、各大学における入学試験のほか、適性試験を受験することとされている。日弁連法務研究財団による試験と大学入試センターによる試験の受験者数を合計すると、初年度である平成15年度は53,876人であったが、平成22年度は14,975人であった。ただし、実施日が異なることから、重複受験者がいる可能性がある。

平成23年度以降について見ると、適性試験の実受験者数は、平成23年度には7,249人であったが、平成26年度には4,091人（43.5%減）となっており、各年度平均17.36%ずつ減少している。

- このように、平成22年度までは、重複受験者がいることを考慮しても、受験者数は減少しており、その後も一貫して減少し続けており、特に近年は平均17.36%の割合で減少していることが分かる。

第2 法科大学院入学者数及び修了者数動向

法科大学院入試の受験者数は、初年度を最大値に、入学者数は、平成18年度を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にあり、特に法学未修者の減少幅が大きい。

法科大学院修了者は、平成21年度以降、減少傾向が続いている。

図表40 法科大学院受験者数、入学者数及び修了者数

	法科大学院 受験者数	法科大学院入学者数			法科大学院 修了者数
		合計	うち既修者	うち未修者	
平成16年度	40,810	5,767	2,350	3,417	—
平成17年度	30,310	5,544	2,063	3,481	2,176
平成18年度	29,592	5,784	2,179	3,605	4,418
平成19年度	31,080	5,713	2,169	3,544	4,911
平成20年度	31,181	5,397	2,066	3,331	4,994
平成21年度	25,863	4,844	2,021	2,823	4,792
平成22年度	21,319	4,122	1,923	2,199	4,535
平成23年度	20,497	3,620	1,916	1,704	3,937
平成24年度	16,519	3,150	1,825	1,325	3,459
平成25年度	12,389	2,698	1,617	1,081	3,037
平成26年度	10,267	2,272	1,461	811	

（文部科学省公表資料による。）

※ 法科大学院受験者数は、各大学における入学者選抜の受験者数の合計である。

- 法科大学院を受験した者（各大学における受験者数の合計）は、平成16年度は40,810人であったが、平成26年度は10,267人となっており、74.84%減少（約4分の1に減少）している。

実入学者数で見ると、平成16年度は5,767人であったが、平成25年度は2,272人となっており、60.6%減少（約5分の2に減少）している。実入学者数の内訳を見ると、法学既修者は2,350人

(平成16年度)から1,461人(平成26年度)となっており、37.83%の減少であるが、法学未修者は3,417人(平成16年度)から811人(平成26年度)となっており、76.27%の減少となっており、法学未修者の減少幅が大きい。

- このように、法科大学院入試の受験者数は、初年度を最大値に、入学者数は、平成18年度を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にあり、特に法学未修者の減少幅が大きいことが分かる。
- 法科大学院の修了者数は、初年度(平成17年度)は、法学既修者の標準年限修了者である2,176人のみであったが、平成20年度に4,994人となるまで増加した後、減少傾向となり、平成24年度は3,459人、平成25年度は3,037人である。
- このように、法科大学院の修了者は、平成21年度以降、年々減少している。

第3 司法試験予備試験受験者数及び合格者数の動向

平成23年から実施されている司法試験予備試験の受験者数は増加し、平成26年は平成23年の約1.6倍になっている。ここ2回分の最終合格者数は350人程度であり、合格率は3%台である。

図表41 司法試験予備試験受験者数及び合格者数

	短答式 受験者数	最終 合格者数	対短答受験者 合格率
平成23年	6,477	116	1.79%
平成24年	7,183	219	3.05%
平成25年	9,224	351	3.81%
平成26年	10,347	356	3.44%

(法務省公表資料による。)

- 司法試験予備試験は、平成23年から実施されている。筆記試験(①短答式及び②論文式)並びに③口述試験の3段階で構成されており、それぞれに合格しなければ次の段階の試験を受験することができない。
- 最初の段階である短答式試験の受験者数は、初回の平成23年では6,477人であったが、4回目の平成26年には、約1.6倍の10,347人に達している。口述試験に合格することにより最終合格した者(最終合格者数)は、平成23年では116人であったが、平成25年には351人となり、平成26年には、356人となり、この人数は、初回の約3.07倍である。対短答受験者合格率は、平成23年は1.79%、平成25年は3.81%、平成26年は3.44%である。
- このように、司法試験予備試験の受験者数は増加し、平成26年は平成23年の約1.6倍になっている。ここ2回分の最終合格者数は350人程度であり、合格率は3%台であると分かる。

第4 司法試験受験者数及び合格者数の動向

1 受験者数及び合格者全体の動向(平成16年～平成26年)

旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い、減少した。他方、新司法試験受験者数は、平成23年を最大値に減少する傾向が見える。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人とどまった。

図表42 司法試験受験者数及び合格者数

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	うち新試験	うち旧試験	合計	うち新試験	うち旧試験
平成16年	43,367		43,367	1,483		1,483
平成17年	39,428		39,428	1,464		1,464
平成18年	32,339	2,091	30,248	1,558	1,009	549
平成19年	27,913	4,607	23,306	2,099	1,851	248
平成20年	24,464	6,261	18,203	2,209	2,065	144
平成21年	22,613	7,392	15,221	2,135	2,043	92
平成22年	21,386	8,163	13,223	2,133	2,074	59
平成23年	8,771	8,765	6	2,069	2,063	6
平成24年	8,387	8,387		2,102	2,102	
平成25年	7,653	7,653		2,049	2,049	
平成26年	8,015	8,015		1,810	1,810	

(法務省公表資料による。)

- ※ 旧司法試験については、第二次試験短答式試験の受験者数及び最終合格者数を示した。
- ※ 旧司法試験第二次試験の平成23年試験については、平成22年口述試験不合格者のみが受験できる。

○ 法科大学院が初めて入学者を受け入れた平成16年から平成26年までの司法試験受験者数及び合格者数を見ると、旧司法試験については、平成16年が43,367人であり、新司法試験が始まった平成18年は30,248人であったが、その翌年には23,306人に減少し、その後は1万人台で推移した。合格者数は、平成16年は1,483人、平成17年は1,464人であったが、新司法試験が開始された平成18年は549人となり、平成22年には59人となった。なお、平成23年は、前年に口述試験に不合格となった者のみが受験し、その合格者は6人であった。

新司法試験（現行の司法試験）について見ると、法学既修者のみが受験可能であった初年（平成16年）は受験者2,091人に対して合格者が1,009人であった。

法学未修者も受験可能となった平成19年以降、受験者は平成19年の4,607人から増加し、平成23年には8,765人となったが、その後減少し、平成25年には7,653人となった。なお、平成26年には8,015人である。これに対して、合格者数は、平成20年に2,065人となった後、平成25年までは、おおむね2,000人台（平成24年は2,102人）であったが、平成26年は1,810人であった。

□ このように、旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い、減少した。他方、新司法試験受験者数は、平成23年を最大値に減少する傾向が見える。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人とどまった。

○ 総合得点における最高点、最低点、平均点及び合格点は、後記のとおりである。

平成18年から平成20年までは、短答式試験と論文式試験の得点比率が1：4の割合になるように総合得点〔素点における満点：1,750点〕が算出され、平成21年からは、その得点比率が1：8になるように総合得点〔素点における満点：1,575点〕が算出されることから、これらの点数がいずれも異なる。また、論文式試験においては、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が生じ得ることから、各考査委員が採点した全答案についての標準偏差に基づき、各個人の点数（素点）について、偏差値を算出し、これを当該個人の得点としている（「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」）。

図表43 司法試験の最高点、最低点、平均点及び合格点

	最高点	最低点	平均点	合格点
平成18年	1,453.37	593.62	951.46	915
平成19年	1,398.83	586.32	941.69	925
平成20年	1,407.84	564.40	930.64	940
平成21年	1,197.94	376.83	767.04	785
平成22年	1,191.92	432.29	744.00	775
平成23年	1,159.30	404.91	738.91	765
平成24年	1,201.22	430.20	761.08	780
平成25年	1,180.52	431.61	760.20	780
平成26年	1,173.00	426.95	751.16	770

(法務省公表資料による。)

- 平成18年の合格点915点（素点における満点との関係では、得点率52.3%）であり、その後、合格点が上昇し、平成20年には940点（同53.7%）となった。総合得点の算出に当たり、短答式試験の比率と論文式試験の比率が変更になった平成21年における合格点は785点（素点における満点との関係では、得点率49.8%）であり、平成23年に765点（同48.5%）となった。平成24年及び25年は780点（同49.5%）、平成26年は770点（同48.9%）である。
- 実施年によって、合格点が上下しているが、素点における満点との関係では、おおむね48.5%～53.7%であり、割合の幅は5.14%に収まっている。また、実施年によって、最高点、最低点及び平均点も上下している。

2 現行司法試験における受験資格別受験・合格状況

現行司法試験の受験者数は、司法試験受験資格取得後5年以内に3回まで受験することができることから、平成19年以降、司法試験受験者数は増加していたが、その後、法科大学院修了者数の減少に加え、その者で修了直後に受験するものの割合も減少していることから、法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少している。法科大学院修了資格者は、合格率が減少傾向にあり、平成23年を底に増加傾向に転じた。しかし、平成26年には、終了直後の受験者が増加したにもかかわらず、合格率は減少している。直近3回分の平均合格率は23.86%であり、予備試験合格資格者のそれ（68.96%）の3分の1程度にとどまっている。

図表44 司法試験受験資格別受験・合格状況

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格
				合格率	合格率	合格率
平成18年	2,091	2,091		1,009 48.25%	1,009 48.25%	
平成19年	4,607	4,607		1,851 40.18%	1,851 48.25%	
平成20年	6,261	6,261		2,065 32.98%	2,065 32.98%	
平成21年	7,392	7,392		2,043 27.64%	2,043 27.64%	
平成22年	8,163	8,163		2,074 25.41%	2,074 25.41%	
平成23年	8,765	8,765		2,063 23.54%	2,063 23.54%	
平成24年	8,387	8,302	85	2,102 25.06%	2,044 24.62%	58 68.24%
平成25年	7,653	7,486	167	2,049 26.77%	1,929 25.77%	120 71.86%
平成26年	8,015	7,771	244	1,810 22.58%	1,647 21.19%	163 66.80%

(法務省公表資料による。)

- 現行司法試験全体の対受験者合格率は、初回の平成18年は48.25%であったが、その後、平成23年に23.54%となるまで減少を続けた。平成24年には25.06%（前年比1.52%増）、平成25年には26.77%（前年比1.71%増）となったが、平成26年には22.58%（前年比4.19%減）となった。
- 法科大学院修了資格者の受験者は、平成23年の8,765人を最大値として、その後は減少している。対受験者合格率は、初回の平成18年から平成23年までは、この資格でのみ受験可能であったことから、全体の傾向と同一である。平成24年には24.62%（前年比1.08%増）、平成25年には25.77%（前年比0.71%増）となったが、平成26年には21.19%（前年比4.58%減）となった。直近3回分の平均は23.86%である。
- 予備試験合格資格者は、平成24年の司法試験から受験可能となる。受験者は、平成24年は85人、平成25年は167人、平成26年は244人である。対受験者合格率は、平成24年は68.24%、平成25年は71.86%、平成26年は66.80%で、直近3回分の平均は68.96%であって、おおむね7割程度である。
- 法科大学院修了資格者は、合格率が減少傾向にあり、一時期（平成24年、平成25年）増加傾向に転じたが、平成26年には減少している。直近3回分の平均合格率は23.86%であり、予備試験合格資格者のそれ（68.96%）の3分の1程度にとどまっている。

第5 司法修習生の採用状況・二回試験不合格者の状況

新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。また、考試（二回試験）の不合格者は、新司法試験制度が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いている。

図表45 司法修習生採用数・二回試験不合格者数

採用年度	採用年月	修習期	司法修習生採用者数	試験不合格者
平成16年度	16.4	第58期	1,188	2
平成17年度	17.4	第59期	1,499	16
平成18年度	18.4	現行第60期	1,455	71
	18.11	新第60期	991	76
平成19年度	19.4	現行第61期	568	33
	19.11	新第61期	1,812	113
平成20年度	20.4	現行第62期	261	23
	20.11	新第62期	2,043	75
平成21年度	21.4	現行第63期	150	28
	21.11	新第63期	2,021	90
平成22年度	22.4	現行第64期	102	24
	22.11	新第64期	2,022	56
平成23年度	23.7	現行第65期	73	46
	23.11	新第65期	2,001	46
平成24年度	24.11	第66期	2,035	43
平成25年度	25.11	第67期	1,969	42
平成26年度	26.11	第68期	1,761	—

(最高裁判所公表資料による。)

- ※ 第68期の修習終了時期は平成27年12月である。
 - ※ 司法修習生採用者数は、各修習期の修習開始日現在の数値であり、再採用者数を含まない。
 - ※ 試験不合格者数には、試験を再受験するために司法修習生に再採用された者を含む。
- 司法修習課程は、平成18年度から平成23年度まで、新司法試験と並行して旧司法試験を実施していたことから、この期間は、新司法試験合格者を対象とする修習（新第60期～新第65期）及びそれ以外の司法試験合格者を対象とする修習（現行第60期～現行第65期）があった。
- 司法修習生として採用されるには、司法試験に合格することが必要である（裁判所法第66条第1項）が、合格した直後に司法修習をする必要はない。司法試験に合格しながらその直後に司法修習生とならない者の数は明らかでないが、新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。なお、旧修習（第59期及び現行第60期～現行第65期）では、司法修習生採用者数の方が、直前の旧司法試験合格者数よりも平均9人多い。
- 試験（二回試験）は、これに合格して司法修習を終えると、法曹になる資格が得られる試験である。新司法試験実施前の不合格者は、例えば、第58期及び第59期ともに20人未満であった。これに対し、新司法試験実施後の新修習における不合格者は、新第60期は76人、新第61期は113人となったが、その後減少し、第67期は42人となっている。現行修習における不合格者は、現行第60期は71人であったが、その後現行64期までは20人程度ないし30人程度で推移した。
- このように、新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ないことが分かる。また、二回試験の不合格者は、新司法試験制度が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いていることが分かる。

調査結果のまとめ

本件調査で判明した結果の概要をまとめると、次のとおりである。

1 法曹人口の現状

我が国の法曹人口は、平成13年には2万1,864人であったものが、平成26年には3万9,892人になり、13年間で2倍近くの数となっている。そして、その大半は弁護士であり、弁護士人口に限っていえば、平成13年に1万8,246人であったものが、平成26年には3万5,113人になっている。このように法曹人口は増加したが、諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ないと言える。もちろん、我が国には法的サービスを提供する各種の隣接業種も存在するため、諸外国の法曹人口との単純な比較で我が国の法曹人口を決めることはできないが、審議会意見書において指摘されているように、法曹の数は、最終的には社会の要請に基づいて市場原理によって決定されると考えられるので、本件調査においても、法曹に対する需要と供給の状況を調査した。

2 市民の需要

- (1) 市民の有する弁護士に対する需要を調べたところ、インターネット調査では、最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある人は全回答者のうちの約21%に当たり、その中で実際に弁護士に依頼した人は約32%、依頼しようと思ったが結局依頼しなかった人は約55%であったことが分かった。

また、法律相談者調査では、法律相談をし、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人は約56%に止まり、どちらともいえないとして依頼を留保している人が約28%いることが分かった。

このように、依頼を考えたが結局依頼しなかった人や、法律相談に来ていながら依頼態度を保留している層については、弁護士に対する需要を有する市民が一定程度含まれるといってもよいのではないかと考えられる。法曹に対する需要を有しながら、現実に弁護士にたどり着いていない者が存在するといえる。

- (2) 将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄を聞いたところ、「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」、「犯罪被害にあったとき」、「消費者被害にあったとき」、「インターネット上で被害にあったとき」といった項目に多くの回答が寄せられた。こうした分野については、今後、弁護士による対応が必要な法的需要となるのではないかと考えられる。

そして、その回答を年代別に分けてみると、例えば、高齢者（60歳以上）は、他の年代と比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」を選ぶ率が高かったといった傾向も認められ、超高齢社会の到来を踏まえると、高齢者が希望するこうした分野については、現在よりも需要が増加するのではないと思われる。

- (3) 弁護士に対するアクセスについての意識を聞いたところ、回答者（インターネット調査）の約13%に当たる者が、依然として弁護士をどうやって探したらいいかわからないと答えている。また、問題を抱えた場合の弁護士の探し方としては、「知り合いに聞いて探す」、「インターネットの情報をもとに探す」といった回答が多かった。このように回答した者については、知り合いに弁護士が増えたり、あるいはインターネットを通じた広告が広がるなどして、弁護士へのアクセ

スが改善されれば、弁護士に対する需要が増加するのではないかと考えられる。

- (4) 今回の調査では、市民が、弁護士の実務経験や実績、専門性を重視していることが分かった。そして、裁判事件数を分析したところによると、民事一般事件において弁護士による代理割合が高い損害賠償事件が近年増加していることが分かり、複雑な裁判事件が増加しているのではないかと推測もできる。

社会が複雑化し、紛争案件も同様に複雑化する中で、今後も弁護士に対する需要が増加するのではないかと。

- (5) 今回の調査でも、市民が弁護士への依頼の際に考慮する要素として、専門性や実務経験のほか、費用負担の問題を重視していることが分かった。そして、今回のシナリオ調査では、離婚などの特定の事案において、弁護士費用が低い設定条件で市民の依頼意欲が高まる傾向が見られる。そのような事案において、事案に応じたきめ細かな弁護士費用の設定やその基準についての適切な情報開示の問題は、弁護士に対する需要を高める上での課題である。

3 企業の需要

- (1) 企業における弁護士の利用機会については、大企業においては5年前に比べて増加していると回答した企業が約62%となっており、変わらないと答えた企業の割合約32%の約2倍となっている。また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた企業も58%と多かった。こうした傾向をみると、大企業においては、今後も弁護士に対する需要が増えているのではないかとと思われる。

これに対し、中小企業においては、弁護士の利用機会について5年前と変わらないと答えた企業が56%と多く、増加していると答えた企業の割合約32%よりも多かった。将来の利用増加についても、増えると思うとの回答は合計約33%に止まっており、今後の弁護士の利用増加見込みも大企業ほど大きくないと考えられる。

- (2) 今回の調査で企業が重視する業務・課題と弁護士の利用状況を聞いたところ、大企業については、従来から弁護士の関与が多かったと考えられる契約書作成などの業務に加え、コンプライアンスなどの分野について、弁護士利用を重視する傾向が見られた。大企業については、こうした分野において弁護士に対する需要が認められるのではないかとと思われる。

これに対し、中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的な希望として、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいることが分かった。中小企業についても、大企業と同じように新しい分野での弁護士の利用に関する将来的な需要が認められるのではないかと。

- (3) 企業における法曹有資格者の採用状況について調べたところ、企業内弁護士は、この10年間で約10倍となり、1,100人以上になっている。もっとも、今回の調査では、大企業においても法曹有資格者を社員として採用している割合は未だにそれほど多くなく、約75%の企業において、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。中小企業においては約96%がそのような否定的回答をしている。採用をさらに増やす上では、法曹有資格者の活用の有効性が認知されることが必要である。

4 国・地方自治体の需要

- (1) 地方自治体における弁護士の利用機会については、5年前に比べて増加していると回答した自治体が約58%となっており、変わらないと答えた地方自治体の割合34%を大きく上回っている。

また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた自治体は約70%と多かった。したがって、地方自治体において、弁護士に対する需要が増えているのではないかと思われる。

- (2) 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は、平成16年に2人であったところ、その後増加したものの、平成26年5月段階でも合計76人に止まっている。今回の調査結果でも、84%に当たる地方自治体が、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないとの消極的な回答をしている。企業に比べて採用数の規模も少ないが、弁護士会と地方自治体との協力、連携も進められているところであり、今後の採用を注視していく必要がある。

もっとも、この回答を地方自治体の規模別に見てみると、規模の大きな地方自治体ほど、概ね、正規職員、任期付職員及び非常勤嘱託職員として採用していると回答した割合が大きく、逆に、採用していないし、今後も採用する予定はないと消極的な回答をした割合が少ないという傾向がみられる。そうすると、規模が大きい地方自治体では、今後も法曹有資格者の採用が増加する可能性が相対的に高いことが見込まれる。

- (3) 国の行政機関等における弁護士の在職数は、平成18年に47人であったところ、その後増加して平成26年8月段階では335人（常勤124人、非常勤211人）（なお、文部科学省における202人は、東日本大震災後に設置された原子力損害賠償紛争和解仲介室支援員（非常勤）である。）となっている。今後も採用を予定しているところもあり、その活用を望む機関は増えると考えられる。

5 裁判事件数からみる需要

裁判事件数の動向をみると、民事事件や刑事事件は減少傾向が見られるが、家事事件は増加傾向が見られる。もっとも、民事事件についても、平成18年頃からの過払金の影響を除けば、その減少の程度は微減である。民事事件について事件類型別に動向を見てみると、契約に直接関連するもの（売買、貸金等）が減少し、損害賠償に関連する事件が増加している。損害賠償事件は、弁護士の代理割合が8割程度と他の事件に比べて高い傾向にあり、これを含む代理割合の高い類型の事件数が近年増加していることからすると、長期的な傾向としては、弁護士が求められる事件類型が増加する傾向にあるということができるとは考えられる。

6 法曹の供給状況

- 司法修習終了者の修習終了直後の進路は、65期以降でみると、裁判官が92人から101人、検察官が72人から82人、弁護士が1,248人から1,370人、その他が546人から570人の間で推移している。
- 司法修習終了後の弁護士の一括登録日以降の未登録者数・割合については、60期が102人、約4%であったところ、65期には546人、約26%と増加した。もっとも、65期以降は、550人前後（約26%から28%）で推移している。

他方、65期・66期弁護士調査によると、一括登録日後に登録した回答者のうち、その半数は、就職先が決まっていたと推測できるから、上記の未登録者についてもその半数は実際には就職先が決まっていた可能性が高い。そうすると、就職の困難さを理由に登録が遅れている者は、全体の約13%から14%に止まっていると考えられる。そして、こうした未登録者も、修習終了から約1年後には、30人程度となっている。

こうしてみると、65期以降の者については、実際の就職の困難さが生じている者は、新規に弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性がある。このような就職状況が法曹人口増加の規模やペースを直ちに左右するに至っているといえるかについては、なお慎重に検証すべ

きところであろう。

- (3) 65・66期調査によって判明した新規登録時の就業形態については、勤務弁護士がもっとも多く（約75%）、事務所内独立採算弁護士の割合は約7%、独立開業弁護士は4%であった。事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士の割合及びOJT等の状況については、引き続き注視していく必要がある。

- (4) 弁護士となつてからの実地修練ないし職務経験を積むために事件処理の指導を受けること（OJT）の状況を見てみると、65・66期調査では、回答者の約85%に当たる者は日常的に事件処理の指導を受ける機会があると回答しており、これがないと回答した者は約15%となっている。また、こうした機会の不足により困ったことがあると答えている者は、裁判手続の不備（約15%）などを含めても約34%であり、逆に、特に困ったことがないと答えた者は約57%であった。

司法制度改革の理念を踏まえ、質の高い弁護士、法曹を育てる上ではOJTの機会があることは重要である。ただし、司法修習を終えて弁護士登録した者の継続研修やOJTについては、基本的には自己研さんが求められており、また、日弁連及び各弁護士会の役割も大きいと考えられる。今回のアンケート結果から判明したような望ましいOJTを実現するために、新規法曹の数を減少させなければならないのか、他に工夫できる余地はないのかという点は、なお検討の余地がある。

- (5) 弁護士の事件数、収入・所得について2006年以降2014年に至る変化をみると、多くの事件を手持ち事件として扱っている弁護士の割合は若干減り、少ない事件数を取り扱う弁護士の割合が若干増加している。収入・所得をみてみると、申告した所得額は500万円から1,000万円未満とする回答が最も多く、2008年以降1,000万円以上の申告所得額の弁護士の割合が若干減り、1,000万円以下の所得の弁護士が1割弱程度増加している。65期、66期の弁護士の2014年の年額所得は、見込みで、400万円以上500万円未満と回答した者が最も多かった。

弁護士の手持ち事件数や収入・所得については、減少傾向が見られる。

- (6) 弁護士の活動領域は、国・自治体・福祉、企業、海外展開といった分野で広がりを見せており、特に、企業内弁護士の採用は、平成17年に68社123人ととどまっていたものが、平成26年6月には619社1,179人と大きく増加している。
- (7) 弁護士数の増加に伴い、いわゆる弁護士ゼロ・ワン地裁支部数も、平成5年7月時点のゼロ支部数50、ワン支部数24であったところ、平成18年頃から減少割合が大きくなり、平成26年10月時点でゼロ支部は0、ワン支部は1に減少した。支部における弁護士数も増加しており、司法アクセス状況は改善している。

7 法曹養成課程の現状

- (1) 法科大学院適性試験受験者は、初年度である平成15年度は5万3,876人（複数の機関が適性試験を実施していたことから、重複受験があり得る。）であったものの、以来、一貫して減少傾向にあり、平成26年度には4,091人にまで減少した。各年度平均17%ずつ減少している。

そして、法科大学院入試の受験者数は、初年度4万0,810人を最大値に、入学者数は、平成18年度5,784人を最大値に、その後はほぼ一貫して減少傾向にある。平成26年度には受験者数1万0,267人、入学者数2,272人まで減った。特に法学未修者の減少幅が大きく、平成16年度の法学未修者の入学者数は3,417人であったところ、平成26年度には811人になっている。

- (2) 平成23年から実施されている司法試験予備試験の受験者数は、初回の平成23年には6,477人であったところ、平成26年には1万0,347人（約1.6倍）になっている。最終合格者数は、平成23年には116人であったところ、平成25年には351人となり、平成26年には356人と、初回の合格者の

約3.07倍となっている。このように司法試験予備試験受験者数及び最終合格者数は増加している。
(3) 旧司法試験受験者数及び合格者数は、新司法試験の実施に伴い減少した。平成18年には4万3,367人であったのが、平成22年には1万3,223人となっている（最後の平成23年には6人となっている。）。

他方、新司法試験受験者数は、平成23年の8,765人を最大値に、その後やや減少する傾向が見え、平成26年には8,015人となった。合格者数は、おおむね2,000人程度の年が多いが、平成26年は1,810人とどまった。

司法試験における合格点は、実施年によって合格点が上下しているが、素点における満点との関係では、おおむね48.5%～53.7%であり、割合の幅は5.14%に収まっている。また、実施年によって、司法試験の最高点、最低点及び平均点も上下している。

法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少している。法科大学院修了資格者は、合格率が下がる傾向にあり、法学既修者のみが受験した平成18年には合格率が48.25%だったものが、その後低下を続けた後、平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年にはまた下がり、合格率は22.58%となった。

新修習（新第60期～新第65期及び第66期～第68期）では、新司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。考試（二回試験）の不合格者は、新司法試験制度が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度に落ち着いている。